
令和3年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第3日)

令和3年6月9日(水曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸	
書記 太田 美和	書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
危機管理課長 …………… 藤木 義和	財政課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 原田 和幸	税務課長 …………… 松田 博幸
会計課長 …………… 瓦田 浩一	住民課長 …………… 八島 勝行
健康福祉課長 …………… 尾上 靖子	環境農林課長 …………… 工藤 正人

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭 学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 飯西 美咲 こどもみらい課長 ……… 太田 一男

10時00分開議

○**議会事務局長（安川茂伸君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めましておはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。11番、飛賀議員。

○**11番（飛賀貴夫君）** 改めましておはようございます。

11番、飛賀貴夫です。町民に寄り添った行政サービスの拡充について、町のお考えを逐次お尋ねしてまいります。

まずは、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。感染症により罹患され、お亡くなりになられた方々に、その御家族、御遺族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げます。また、最前線で国民の健康福祉に貢献してくださっている医療従事者、介護従事者の方々には、心より敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、社会的に様々な課題が顕在し、深刻化しています。そうした中でも、コロナ禍に対する様々な感染予防対策が浸透し、経済活動や私たちの生活はウィズコロナ時代に入り、多くの制限がある中でも経済を回す動きが定着しつつあります。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ切り札ともされるワクチン接種は、医療従事者に続いて高齢者へ優先接種も始まりました。当町においては、5月1日から高齢者の予約受付に引き続き、ワクチン接種が開始され、多少の混乱や高齢者施設での医療事故があったものの、改善策や再発防止等を講じ、5月15日からは集団接種が始まり、町独自の方法で安全安心にスピード感ある接種が進められ、「宇美方式」として全国に注目を集め、宇美方式を取り入れることを検討している自治体が増えていると聞いております。

これは、ひとえに医療従事者とワクチン接種事業支援室とが連携し、スピード感を持って安全

安心してワクチン接種が行われるよう、支援室長をはじめ支援室職員の皆様が昼夜を問わず鋭意頑張ってこられたことに感謝申し上げ、敬意を表します。

また、6月1日からは、ワクチン接種事業支援室からワクチン接種事業推進本部に拡充されましたので、町民の皆様は1日でも早く、安全安心にワクチン接種が行われることを希望、期待いたしております。

そこで、新たに組織編成された事業推進本部長の所信をお聞かせください。

また、町的意思決定を行う決裁権者の町長は、優先接種を受けるべき立場であり、受けなくてはならないと思います。それと同様に、ワクチン接種事業推進本部の職員、特に医療班及び総務班も優先接種を受けるべき立場であると思います。もし、町長や最前線で従事している推進本部の医療班、総務班職員が感染すれば、感染防止対策やワクチン供給及びワクチン接種事業は大きく遅れ、町民が不利益を受けることになりかねませんし、町民に寄り添った行政サービスが損なわれます。

感染防止対策や、安全安心でスムーズな予約受付やワクチン接種を施行するためにも、このことを町民の皆様は宣告し、職員の意向も考慮して早急に接種すべきと考えます。このことは、町民の皆様は理解も得られることと思います。事業推進本部長の所信と併せてお考えをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 御案内のように、6月1日付で職員を増員の上、ワクチン接種事業推進本部として組織の拡充を行ったところでございます。

本部組織としての使命は、ワクチン接種を希望される全ての町民の皆様は安全かつ迅速にワクチン接種を推進することにあります。

今、御質問の本部長である私の立場での所信ということでございましたが、現在、町としての最優先課題でありますこの使命を、気を引き締めて遂行するということに尽きると思います。

今回、より全庁的な体制とした組織力を機能的に十分発揮できるように努力していきたいというふうに考えております。

それで、優先接種の方針についてでございますけれども、これにつきましては、先週6月4日に第1回目の本部会議を開きまして協議を始めたところでございます。

御承知のとおり、現在最優先課題である高齢者へのワクチン接種を7月中に完了させるべく進めておるところでございますけれども、基本的に現場で従事されている、いわゆる第一線の医療関係者、それから町職員の医療関係者には、いわゆる予約キャンセル分等を適宜有効に活用することと現在しております。

ちなみに、町長、私、それから教育長の三役につきましては、65歳を超えておりますので、

現状としては6月中の1回目の予約がそれぞれ手順どおりに進んでいるというところでございます。

それから、推進本部の事務系の職員、そして加えて、いわゆるメディア等でも今よく放映されておりますけども、エッセンシャルワーカー等について、これについてもその優先度については、まずは本部における方針を早急に決定いたしまして、いち早く段取りを始めることができるよう、議会をはじめ各方面への合意形成それから報告等、必要な手順を踏んで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 安心安全な、スムーズなワクチン接種を期待しておりますのでよろしくお願いたします。

前段が長くなり、本題に入ります。本年4月に、衝撃的な事件のニュースが飛び込んでまいりました。皆さんも御承知と思いますが、篠栗町で起きた5歳児餓死事件です。詳細が明らかになるにつれ、強い憤りを覚え、5歳の男児が実の母親から十分な食事を与えられず餓死するという痛ましい事件に胸が張り裂ける思いで、おなかいっぱいにお飯やお菓子を食べたかったことと思います。尊い命を奪われた幼い男児に謹んで哀悼の意を表します。

最近、このような子どもの命を救えない事件が多発していることに心を痛めており、決して他町の問題ではなく、当町でも起き得る事件だと思っております。この特異な事件とはいえ、根底には現代社会の問題が潜んでいる気がしてなりません。

子育ては親の責任です。しかし、子どもの命を守るのは社会全体で守り、行政が果たすべき役割は重要で大きいと思っております。

昨年3月定例会で、議員発議で宇美町子ども・子育て支援条例を制定いたしました。本年1月末には、その支援条例を小学生及び中学生向けに、分かりやすいリーフレットを作成、配付していただき、またこの支援事業を活用して町内3中学校生徒会役員に人権についての座談会を行うなど、関係各課が連携し、安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備、すなわち子育てのまち、宇美町のブランドづくりの実現に向け、鋭意努力されておられることは、条例制定者、発議者として大変うれしく思っております。

そこで、こどもみらい課長にお尋ねいたします。この事件を教訓に、先月5月7日に粕屋警察署少年課同課管轄区域の各自治体で、かすや児童虐待防止ネットワークが発足し、またコロナ禍において自粛生活が続く中、児童虐待が懸念される中、当町では子どもの命を守る取組についてのお考えをお聞かせください。

また、このことは非常に多岐にわたる取組になると思っております。今、取り組んでいること、今後

取り組むべきこと、課題点等をお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） こどもみらい課より答弁をさせていただきます。

昨年の3月に議員発議で制定されました、宇美町子ども・子育て支援条例の中で、子どもの大切な権利として、第5条に安心して生きる権利について、また町の責務としまして、第11条に安心で安全な子育て環境について、第15条に児童虐待への対応について、それぞれ定めております。

こどもみらい課といたしましては、この条例に沿って、子どもの命を守る取組を行っているところでございます。

虐待の現状の把握といたしましては、平成24年10月に設置いたしました要保護児童対策地域協議会におきまして、要保護児童、いわゆる虐待を受けている児童の早期発見及び適切な支援を図ることを目的に、児童相談所、警察、保健所などの外部機関や町内の小中学校、保育施設、幼稚園、放課後児童クラブ、役場内の関係各課などと内容に応じた会議を行いまして、情報の共有化を図っているところでございます。

虐待防止の取組といたしましては、平成28年度より、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を開始しております。この事業は、児童虐待の発生予防、虐待の早期発見、早期対応を行うとともに、養育に不安がある家庭に寄り添い、子育て支援を実施するもので、虐待のリスクを抱えた要支援家庭などを支援員が訪問、面談などを行うことによって、虐待の予防と育児不安などを軽減することを目的としております。より困難なケースには、深く関わるために専門支援員の配置を行っているところでございます。

また、保護者の相談窓口体制といたしましては、平成31年1月より、うみハピネス内に子育て世代包括支援センターを開設しております。センターでは、妊娠、出産、子育てに関する各種相談や、情報提供、助言、保健指導などを実施し、必要に応じて支援プランを作成し、継続的に支援を行っているところでございます。センターの設置に伴いまして、相談機能の強化を図っているところでございます。

令和2年1月の行政組織機構の再編に伴いまして、健康づくり課の母子部門と子育て支援課を統合した、こどもみらい課を創設しまして、教育委員会部局に編入することで、妊娠期から義務教育までの一貫した支援体制を整備したところでございます。

以前、教育長より答弁をさせていただきましたとおり、教育委員会から家庭、地域、関係機関と連携を強化しまして、地域ぐるみによる児童虐待やハイリスク家庭の早期発見と予防に努めているところでございます。

本年5月には、先ほど議員申されましたように、粕屋警察署と粕屋署管内の自治体及び児童相

談所が相互理解を深め、事例検討などによるリスク判断や連携方法の確認などを行うことによりまして、各組織の見守り機能を高め、児童虐待の未然防止を図ることを目的としましたかすや児童虐待防止ネットワークを立ち上げたところでございます。

また、令和4年度には、うみハピネス内に子ども家庭総合支援拠点を設置する予定としております。この支援拠点では、町内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦などを対象としまして、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童などへの支援業務の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、子どもの命を守る様々な取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 子どもの命を守る取組、またこの町から児童虐待が出ないように、これからも鋭意努力なさをすることを期待いたしております。

次に、少年の非行犯罪防止の取組についてお尋ねいたします。

次世代を担う少年が、心豊かに育ち、非行犯罪少年を生まない社会の実現を図ることは、町民共通の願いです。県内の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員等が減少する傾向に推移する半面、大麻乱用少年の補導人員や児童虐待による通告児童数は年々増加しており、少年問題は非行と被害の両面において依然と憂慮すべき状況にあります。

このような現状を踏まえて、福岡県警では本年の重点目標に児童虐待等への的確な対処を掲げ、児童虐待へ迅速、的確に対応するほか、大麻乱用少年等の検挙補導をはじめとする少年非行防止対策やSNSに起因する犯罪被害防止対策等への取組に総合的に推進しているようです。

少年問題の改善は、警察のみで実現できるものではなく、関係機関、団体はもとより、家庭、学校、地域、行政が連携を図り、社会全体が一体となって取り組んでいくことが必要であります。

その中において、昨年度は当町中学生以下の生徒児童の検挙補導件数はゼロ件です。とても喜ばしいことです。そこで、当町の学校における少年の非行犯罪防止の取組について、お考えをお聞かせください。特に、薬物乱用防止やSNSに起因する犯罪被害防止対策についてもお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） それでは、学校における取組について説明させていただきます。

学校においては、小学校では3、4年生が年に2回、それから5、6年生が年に3回、それと中学校は全学年になりますが年3回の非行防止の取組を毎年行っているところであります。

その内容としましては、各学校や学年でそれぞれ内容は違いますが、万引き防止、それからネットいじめ等防止、SNSとの付き合い方、薬物乱用防止などについて、それぞれ防止策を行い、児童生徒、それから場合によっては保護者も巻き込んだ研修を行っているところであります。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 薬物乱用防止については、さきの本会議において議員発議で、薬物乱用防止に関する決議を全会一致で議決し、議会としても薬物乱用防止に取り組んでいく所存です。

少年の非行、犯罪のない町は、子育て世代において重要で、安全安心な子育て環境は、移住定住促進にもつながりますので、今後もなお一層、少年の非行犯罪防止の取組に期待いたします。

そこで、各校区コミュニティへ青パトの常設配備について考えをお尋ねいたします。

現在、青パトの管理状況をお尋ねします。台数と配備状況をお示してください。また、利用状況についてもお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 青パトでございますので、危機管理課のほうから回答をさせていただきます。

配備状況でございますけれども、役場庁舎内におきまして、危機管理課に1台それから環境農林課に1台、都市整備課に2台、それからハピネスの学校教育課に2台、社会教育課に1台を配備いたしております。

その中で、危機管理課の1台につきましては、各校区コミュニティ、そういった少年補導員等の団体に貸出しをしております。その貸出しにつきましては、年度当初に、もしくは年度末にその利用状況を申請いただいて、危機管理課のほうで割り振りをして貸出しをしているという状況でございます。

利用状況ですけれども、その他の危機管理課以外の公用車につきましては各課の業務のほうで使用をしている状況です。

利用状況でございますけれども、平成31年度につきましては、各校区コミュニティと少年補導員、合わせまして全部で5団体、延べ日数といたしまして198日。令和2年度につきましては7団体、団体数が増えまして、各校区コミュニティそれから少年補導員、団体数増えまして223日でございますが、各校区コミュニティの利用団体が増えた関係で、総数は増えておりますけれども、コロナ禍によりまして各個団体の利用状況というのは減っております。

現状といたしましては、そういう利用状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 当町が掲げている、安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備においても、少年非行、犯罪をなくす取組は必要不可欠と思い、行政だけでできることではありません。地域の皆さんの御協力が必要で、特に校区コミュニティの存在は有意義で、校区コミュニティの青パトを利用してパトロールを行っていると聞き及んでおります。

先ほども申したとおり、昨年度の当町の中学生以下の生徒児童の検挙補導件数はゼロ件で、学

校における生活指導や地域の皆様の見守り、声かけ、特に校区コミュニティの青パトでの巡回や見守りが大きく関わり、功を奏して、非行犯罪防止の抑止効果につながっていると思います。

しかし、青パトを利用するにあたって、役場まで借りにきて、パトロールが終わればまた役場まで返しに行くという、非常に不便な利用状況を改善できないかと相談を受けております。

そこで、各校区コミュニティの自主性に任せ、パトロールや校区行事に青パトを利用できるよう、各校区コミュニティに青パト1台、常設配備してはいかがでしょうか。常設配備するに至っての財源、管理、運用規定等、課題は多々ありますが、各課をまたいだ縦割り行政を打破して、次世代を担う少年が心豊かに育ち、非行犯罪少年を生まない社会の実現を図るために、校区コミュニティに青パト常設配備について、見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 校区コミュニティに関することでございますので、まちづくり課より回答させていただきます。

まずは、校区コミュニティ並びに自治会など地域の皆様には、日頃から子どもたちの登下校時の見守りをはじめ、防犯パトロールの取組に御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

議員御指摘のとおり、現状は役場で青パトを貸し出しておりますが、貸出し可能な台数や利用時間などの問題があり、必ずしも地域のニーズに即した利用形態になっていない点もあるかと存じます。

そのようなことから、校区コミュニティに青パト1台を配備することは、利便性や機能性が高まるとともに、犯罪等の抑止力にもつながると大いに期待されるところでございますが、活動の主体や頻度等の活動状況が地域ごとに異なっており、また車両の購入費用や維持管理に係る財政的な負担などの問題もあり、即座に一律配備するのは難しいものと考えております。

まずは、町が所有する青パトの所管を整理し、貸出し可能な青パトの台数を増やし、地域の皆様が利用しやすいように改善するよう努めてまいりたいと考えております。

今後、将来的に地域コミュニティの活動の活性化、また地域活動の情勢に伴いまして、青パトのみならず、活動拠点の環境整備に際し、御提案の件も踏まえまして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ、そのように協議を進めていって、ぜひ実現を期待しております。

次に、JR宇美駅前の宇美交番移転新築の進捗状況と、駅舎及び駐輪場の有効活用についてお尋ねいたします。

本年2月の臨時会において、当町の地域コミュニティ地域活性化委員会10名の委員さんから

提出された、宇美交番のＪＲ宇美駅前への移転及び地域の安全安心センターとしての機能拡充を求める請願が全会一致で採択されました。

昨年１２月定例会の私の一般質問で、ＪＲ宇美駅前へ宇美交番移転新築について、木原町長のお考えをお聞きいたしました。木原町長は、今後県警当局をはじめ、関係部署などとも調整を図り、速やかに交番移設、移管に向けて取り組むとの答弁でしたが、その後の進捗状況と今後の行動計画等を立ててあるならば、担当課の回答を求めます。

また、平成３０年１２月定例会で、私の一般質問で、ＪＲ九州が無人駅となった駅舎事務室を自治体に貸与する、町の活性化やにぎわいづくり事業を活用して、観光事業の促進につなげてはとお考えをお聞きしました。当時、担当課長は、事例を研究、検証しながら、利用活用、整備等について協議、検討を進めるとの回答でしたが、その後の動きも見えず、今日に至っております。

先日、ＪＲ九州の担当者から、この事業について改めてお話を聞くことができ、町の活性化やにぎわいづくりにつながるならば、自治体と連携して積極的に協議を進め、事業を推進したいとのことでした。

そこで、駐輪場の有効活用と併せて担当課のお考えをお聞きいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 危機管理課のほうからは、交番の移転についての進捗状況をお答えさせていただきます。

令和３年２月の第１回臨時会におきまして採択をされました請願の内容、交番移転、建て替えについての進捗状況でございますけれども、これ担当しているのは福岡県警地域課になるわけでございますけれども、こちらにお伺いをする予定としておりましたけれども、４月に入りまして人事異動がございますので、その人事異動を待つてというところを考えたおたら、今度は県知事選挙が改めて入ってきた。県知事選挙が終わりましたら、今度はコロナの第４波が襲ってまいりまして緊急事態宣言措置というような強い措置が加わったことから、現在、訪問するのをちょっと今、ためらっております。ためらっておるといふか、今、控えさせていただいております。というのも、やはり、福岡県警につきましては、地域の治安を守る大事な組織でございますので、やはり対面での協議というのを嫌われておりますので、そういった状況で今、差し控えてはおるんですけれども、コロナの感染状況を確認しながら、感染も落ち着きありますので、今後の計画といたしましては、災害時期になります梅雨の終了を待つて、併せましてコロナの感染状況を見させていただきながら、福岡県警にはお伺いをして、今後の計画等、町の請願というところも御説明をしたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 御質問の後段の、宇美駅前広場につきましては、まちづくり課

で所管しておりますので、当課より回答させていただきます。

まず、J R宇美駅の駅舎及び駐輪場等の有効活用につきましては、宇美交番の移転も含めて総合的に検討する必要があるというふうに考えております。

現在、駐輪場には、平日は約400台の自転車と約40台のバイクが駐車されておりまして、日々多くの方に利用していただいております。一方で、2階部分は防犯上の観点から現在は利用を禁止し、閉鎖をいたしております。

しかしながら、駐輪場の2階から宇美駅構内や三郡の山並みの眺めはよく、立地的にも大変恵まれていることなどから、何か有効に活用することができないか、思案しているところでございます。

日々J R宇美駅を利用される方はもとより、宇美駅を訪れる方々にも親しまれるような活用法を見出していきたいと考えております。

先ほど、危機管理課長のほうからも報告がありましたように、県警との協議が進んでいない現時点では具体的なことは申し上げられませんが、交番の移転、駅舎及び駐輪場等の有効活用につきまして、いずれを実施するにいたしましても相当な財源が必要になるということでございますので、それぞれ単体で進めるのではなく、県警やJ R等の関係機関との連携を深めながら計画を策定し、国や県の補助金等の活用を視野に入れながら、複合的に検討を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 請願理由の中に、志免町交番のように交番2階部分に消費生活センターを併設した複合的な用途の志免交番のように、当町においても地域の安全安心センターとしての機能を持った複合施設のほうが、より交番機能も充実するので、地域の安全安心センターとしての機能拡充を求める内容でした。

交番建設については県費ですが、併設の複合施設部分は町の持ち出しになると思います。当町においては、多額の財政支出は厳しい状況だと思っておりますので、あらゆる国や県の補助金等の活用を調査検討することや、ふるさと応援寄附金の名目に地域の安全安心センター建設費を加えてはいかがでしょうか。

また、各種関係団体や地域の代表の方々などで組織する建設委員会なるものを創設し、建設促進に反映させてはいかがでしょうか。担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） ふるさと応援寄附金の活用につきましては、まちづくり課より回答させていただきます。

先ほどの計画を進めるにあたりましては、ふるさと応援寄附金の指定事業として、例えば安全安心のまちづくり環境整備など、新たな項目を設けて寄附者からの賛同を募り、さらに基金を創設するなど財源の確保を検討することは可能であるというふうには考えます。

しかしながら、事業が未決定の段階では基金の創設は難しく、また厳しい財政事情からも、今後事業を所管する課や財政当局とも慎重に協議していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 交番の複合化について、所管をしております危機管理課のほうから御回答させていただきます。

大変有意義なお話であろうとは思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、まだ福岡県警との協議が一度も済んでおりません。当町の考え方、また福岡県警の考え方等もございましょうから、そういった福岡県警の意見、見解等を参考にしながら、今後、宇美町としてどのような形で進めていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 交番の宇美駅前への移転建て替えや駅周辺の整備は、町民の皆様の積年の思いです。早期実現を目指して、担当課の手腕と御尽力を期待申し上げます。

次に、スマートフォンやタブレット操作の苦手な高齢者の支援の取組についてお尋ねいたします。

昨年末に政府が閣議決定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に対応した取組で、スマートフォンやタブレット等の操作に不慣れな高齢者の支援は、当町においても喫緊の問題で、7月からスマートフォン講座が実施されますが、一過性ではなく持続的な、操作の苦手な高齢者支援の取組を実施すべきと考えます。

高齢者社会の進展に伴い、様々な情報機器の高齢者対応が求められ、その中でもスマートフォンやタブレットは最も身近な情報端末となる可能性が高く、高齢者対応とその普及が急務であると考えます。

高齢者の情報格差をなくし、防災や福祉施策に役立てることもでき、コロナ禍で急速にデジタル化が進む中、高齢者がこの流れに取り残されないよう支援すべきと考えます。

行政のデジタル化で、高齢者が不便を感じないよう情報格差の解消のため、より快適に、詐欺等の危険な目に遭わないよう、またセキュリティー対策も含め、スマートフォンやタブレットを手軽に利用、操作できるよう、一過性ではなく持続的に支援が必要で、各自治会や地域コミュニティでの出張講習会や相談会並びに定期的に教室等を開催する考えをお聞きいたします。

デジタル化を進める中で、当然財政支出を伴うわけですが、総務省が推奨する令和3年度国直轄補助事業、デジタル活用支援推進事業の活用を調査研究してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。総務課から回答させていただきます。

まず、高齢者に対するスマホ等のタブレットであったり、こういったものの活用等についての支援等についてでございますが、近隣で言いますと、福岡市がかなり先進地でございます。福岡市の担当のほうに、これまでの経緯それと流れ、どういう形でやっているのかといったところをちょっと尋ねてみました。

そういった中で、福岡市では市民コミュニティ推進部の公民館支援課というところがこの事業を担っているという形で伺っております。具体的には、民間のスマートフォン関係を取り扱っている事業所、そういったところが福岡市との協力協定を結ぶ中で、支援事業として無償で実施しているというのが実情でございます。

また、マスコミ等で1月に報道がありました、福岡市は、全ての公民館、これは校区公民館のことを指しているみたいですが、151か所でこういうWi-Fiを設置し、こういう高齢者を対象にスマホの講習会等を開いていきたいというような旨のことを公表されておりました。そういった中で、今後9月、10月にこれらが完了する中で、福岡市はそういう校区公民館の中でこういう事業をやりたいというようなことをお話を伺っております。具体的には、この事業については市の単費で行うという形で、民間の事業所であったりNPO法人を今、委託先として検討されているというところでございます。

本町に関しましては、先ほど議員の御質問の中にもありましたように、この7月から社会教育課のほうでスマホ教室等を実施していくような形になるわけでございます。

また、健康福祉課が以前から介護予防教室等を各小学校区で行っております。今後、高齢者を対象にするような内容であれば、こういった事業を利用しながら、補助金等も介護保険等の補助金を利用しながら、そういう事業を推進していくということは非常に有意義なことではないかと思っているところでございます。

質問の最後にございました補助金の関係でございます。今年ですけれども、国がこの補助事業を使ってはどうかという形で出しているものがございます。これにつきましては、民間の事業所を総務省のほうから対象にしたものでありまして、スマホの販売店とかそういったところが事業を行うことにより、国の補助を10分の10で受けることができるというものでございますが、本町に関しては、今町内に2か所そういう事業所がございまして、なかなかそういう規模での今、手を挙げるというようなことは行われておりません。今後の動向を見ながら、また、なるべく町

の独自事業にならないように、補助等を上手に活用しながら、高齢者の方たちに支援していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、昨年の12月定例会において、木原町長にポストコロナ時代にふさわしい行政サービスの提供をすることを目的として、また学校教育ICT支援や行政のデジタル化を積極的に推進するために、当町にデジタル課またはデジタル推進課の新設のお考えをお尋ねいたしました。

今後、国が推奨するデジタル化に迅速に対応するため、またデジタルトランスフォーメーション推進のためにも、ハード、ソフト面からも専門的知識や技術が求められます。

再度、木原町長にお聞きいたしますが、先ほど述べました国直轄補助事業、デジタル活用支援推進事業の活用を調査研究し、デジタル課またはデジタル推進課の新設のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） ただいま議員のほうから、当町におきます情報化の推進、とりわけデジタル課という仮称でございましょうけども、そういった課の新たなセクションの設置の御提案をいただいたところでございます。

現在、国におきましては、時代の要請等も踏まえまして、我が国の社会経済活動を転換していく改革といたしまして、デジタル庁の新設がこの9月に計画をされております。

そういう中で、先ほど来、当町にこのデジタル課を創設してはどうかという御提案でございませうけれども、その前段で議員のほうからる御説明がございましたけれども、当町におきまして、いわゆるこの国の動き、情報化に対するその動きと連動した動きといたしまして、先ほど総務課長が答弁しましたように、例えば高齢者の方々、今回のコロナ接種の予約についても、なかなかスマホとかタブレットの使用がかなわない。非常に困難であるという、そういう現状が如実に判明をいたしまして、そういったことも捉まえまして今年度、そういったスマホ、タブレットは特に高齢者の方々を中心にした学習、学びの機会を創設いたします。

財源は交付金ということでございますけれども、非常にニーズ等を見まして、どうしてもやっぱりそういうニーズが高い、そして成果が上がるならば、これは単費での継続をしていかなければいけないと、このように思っておりますし、また先ほど言いました各コミュニティの単位で行っております介護予防教室、これにつきましても高齢者を対象といたしまして、こういったいわゆる情報に対応できる知識等の習得、こういったプログラムも実際組み込めるならば組み込んでいきたいというふうに思っております。

今議会でも議決をいただきましたけども、国のほうでデジタル庁の新設の前段といたしまして、

もう先駆けて各自治体でも取り組まれております押印制度といいたししょうか、押印システム。いわゆる印鑑行政の改革につきましては、もうこれ、全国的に進められておりますけれども、当町におきましてもこういった従来のいわゆる押印制度、これをでき得る限り、範囲の中で、できるもの、できないものを精査いたしまして着手をしていこうということで、その取組に今、努めているところでございます。

そういう中で、個別にはその情報化に向けた対応については、それぞれで歩みを進めているところでございますけれども、ただデジタル庁の新設は国のほうからアナウンスがっておりますけれども、その具体的な内容、どのような業務を国が担い、あるいは基礎自治体がどのようにそれを受けた業務になるのか。それから、その連動的な仕組みづくりというか、仕組みについてもまだ、非常に我々も事詳細な情報をいただいておりますし、なかなかその辺が見えてこないというのが現状ではなかろうかというふうに思っております。

そういうことで、その具体的な内容等もまだ不透明の中で、また人的確保や配置等が非常に脆弱な町村のレベルではまだ、今の段階では時期尚早ではないかと、このように考えております。

しかしながら、関連する様々な事柄等についての情報収集や研究等を進めることが非常に重要であると、このように思っております。時流に遅れることがないように、今後ともデジタル化に向けた、今後の国や県の動き等を注視しながら、研究、検討を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今の当町の情報管理業務では、今からのデジタル化の加速には取り残されることが明白で、町民に不利益を与えることが懸念されます。

脆弱な町村レベルだからこそ、近隣市町村よりも先に取り組むことが必要ではないでしょうか。それが、町民に寄り添った行政サービスにつながると確信します。

国や県の動きを見てでは遅いと思います。ワクチン接種の宇美方式が一番いい事例だと思います。国や県、近隣市町村がやっていないことを、職員の頑張りで全国から注目を浴びることになったわけです。危機管理課の新設のときも、私が幾度となく提言して新設いただき、コロナ禍において十分な行政サービスができることを考えると、デジタル化に向けた課の新設も同じことだと思います。

今後も強く提言し、町の考えをただしてまいります。前例主義から脱皮していただきたいと思っております。

次に、買物弱者への支援策についてお尋ねいたします。

少子高齢化や人口減少等を背景とした流通機能や交通網の弱体化、高齢者の運転免許証の自主返納など多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々、い

いわゆる買物弱者への対策が必要となっています。

高齢化や高齢者の単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず、中心市街地においても高齢者等を中心に食料品や生活必需品の購入や飲食に不便や苦勞を感じている、いわゆる買物弱者が増えてきており、食料品アクセス問題として社会的な課題になっています。

ここ1年の新聞記事を眺めると、移動販売を中心に様々な取組が行われています。コロナ禍において買物の必要性が町民の外出行動に大きく影響を及ぼしているようです。安定した買物環境の確保は重要な政策課題であるとともに、町民に寄り添った行政サービスの1つと考えます。

当町でも県営飛岳団地では自治会と業者が協力し移動販売を行っており、住民から高評価されているようです。移動販売は多くの自治会が希望し、自治会の公民館や公園、広場などの使用を望んでおり、行政の支援協力を求めています。

今後、買物弱者がますます増加することが予想される中、買物弱者対策を持続的かつ効果的にするためには、行政が買物弱者対策に積極的に関与、推進して環境整備に努めることが重要であると思います。そこで、町民に寄り添った行政サービスの1つと思います。

そこで、買物弱者への対応策及び支援策についてお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 健康福祉課からお答えいたします。

経済産業省は、買物弱者を、人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々としております。

高齢者を対象とした調査ではございませんが、平成29年度に町が実施した町民意識調査の中で、町への定住意向の質問に対して、宇美町に住みたくない、または、どちらかというに住みたくないと回答した方の中で、その理由として2番目に多かったのが買物の便が悪いでした。

当町の買物弱者の実態についてはまだつかめておりませんが、高齢化の状況や地元の小売業の状況、意識調査の回答などを鑑みますと、買物に不便さや困難さを感じている高齢者はある程度いらっしゃると思われまます。

町の取組としましては、全てに通じる対策というわけではございませんが、介護保険メニューの中で、住民主体の助け合い事業が実施できることになっており、社会福祉協議会に業務を委託し、実施に向けて現在協議をしているところでございますので、高齢者の生活支援の中に買物支援を含めた内容にしていきたいというふうに思っております。

また、現在はコロナ禍で中止をしておりますが、社会福祉協議会に委託して小学校区ごとに週1回実施している介護予防教室におきまして、毎回ではございませんが、教室終了後に、希望する方につきましては、車に乗せて店舗まで行き買物をしていただき自宅まで送り届けるという取

組を今後予定をしております。

民間のサービスとしましては、自宅まで商品を送り届ける宅配サービスを生協が今行っており、認知度もこれは高いのではないのでしょうか。最近では大手宅配業者や、これはネット注文になりますが、コンビニエンスストアでも同様のサービスを行っているようでございます。

移動販売につきましては、買物弱者対策として、たびたび議員もおっしゃいますように新聞等で紹介されており、先日も福岡市東区の青葉のことが掲載されておりました。先ほど議員が紹介されました飛岳団地の移動販売につきましては週3回行われており、2つの業者が入っているようでございます。

移動販売の場合は、商品を実際に目で見て、手に取って選べるという利点のほかに、高齢者の見守りや地域のコミュニティ形成の機能も期待できる部分があると思われまます。

高齢者の心身の状態や協力者の状況は様々ですので、その方々に合ったサービスをうまく活用することで、高齢者の買物負担の軽減につながるのではないかと考えておりますが、そのほか地域交通の問題など、買物弱者対策には様々な分野が関係をする問題でございますので、庁舎内の関係部署のほか、民間企業、自治会等とも連携し、宇美町の高齢者のニーズや対策の必要性も含めまして、今後、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 担当課としては、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種事業を抱えての情報収集や調査研究は大変でしょうが、町民に寄り添った行政サービスのため期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、国・県の行政・政策情報収集についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対応のための緊急事態宣言や自粛要請を受けた国民の活動、消費の抑制に伴い、地方税や地方譲与税について、地方財源計画に対して過去最大の減少率や減少額となる場合や、標準税収入額に対して相当程度の減収になる場合など、景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであると思われまます。

春先から経済活動の停滞で大幅に税収が落ち込み、コロナ禍の収束のめどが立たない中、感染防止対策や経済活動の支援等の臨時的な支出も必要になることから、収入減と支出増のダブルパンチで収支バランスが大きく崩れる恐れがあります。

町には使える財源が限られている中、町民からは、これまでの行政サービスを維持することが求められ、その一方、社会ニーズの多様化により、これまで以上のサービス拡充や新たな政策課題の解決のため取組を求められ、財源をしっかりと確保しなければなりません。そのためには、国や県の支援策をいち早くタイムリーに政策・行政情報を収集することが必要不可欠と考えまます。

情報収集の基本は、必要とされる情報が必要とする担当所管に迅速かつタイムリーに行き渡る

かどうかであります。そうした観点で、日常の情報収集体制をもう一度根本的に見直すことが課題であると思います。当町ではどのような情報収集活動をなさっているのか、また、情報収集活動の有意義性についてどう考えてあるのかお尋ねいたします。

それと併せて、職員の管理能力、政策形成能力、業務遂行力、コミュニケーション力について、職位に応じたレベルのスキル強化を行う職員のスキルアップ研修が必要と考えます。

それと併せて、事務系行政職の職員もスキルアップのためにはキャリアパスをしっかりと考える必要があり、町民に寄り添った充実した行政サービスを行うには、人材育成、すなわち職員はキャリアパスをしっかりと描き、スキル強化を行うスキルアップ研修を行うべきと考えます。前町長が常々申してありました、まちづくりはひとづくりと。

執行部の考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。総務課から回答をさせていただきます。

まず、前段の内容でございます。行政の情報収集の取組についてというところでございます。多様化する社会情勢の中、国・県においては、その情勢に対応するための制度の創設や改正が逐次行われております。これにより、市町村においては遅滞なく適切に対応し、住民サービスを維持向上させるべく常に情報収集を行っているところでございます。

これまでは上位省庁等からメールでの情報提供や、国・県が主催する集合形式による説明会、これへの参加、各種団体が公開するポータルサイトなどの公開情報から国・県からの政策等に係る情報収集を行ってまいりました。

ところが、昨年からのコロナ禍により、なかなか集合形式による説明会であったり、メールによるやり取り等々におきましても、うれしい産物ではありますが、ウェブ方式、ウェブ会議であったり、ズームであったり、こういったものがここ一、二年の間に非常に発展してきております。

そういった中、本町として、今後は国・県との対面による協議等の場での情報収集の機会が、このズームであったり、そういうウェブ会議により少なくなることが想定されますが、形式は変わっても、当該方法によるメリットを生かしつつ情報収集に努めてまいりたいと思っております。

また、議員がおっしゃられる情報収集活動の有意義性の部分についてでございますが、この部分につきましては、もちろん政治家である町長を筆頭に、まずは国・県に対するいろんな情報収集を足掛かりにいろんな活動をしていただく、また副町長、教育長、我々課長たちもそうですけれども、従前からありますように、靴の裏を減らしてでもそういう上級庁に通いながら情報収集をする、いわゆる常にアンテナを張りながら、他市町村を出し抜くというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、少しでも有利になる補助金であったり事業であったり、こういったものをキャッチする、そういう能力が今後必要になってくるのではないかと考えております。

今後は、私たち職員全てでございますが、提供される情報を自動的に受けるのみならず、やはり積極的にアンテナを高くして、日頃から幅広く情報を収集する努力が必要であるのではないかと考えているところでございます。

次に、後段でございます。人材育成の部分に関してでございますが、なかなか、職員200名足らずの本町職員にあって、キャリアパスを全ての職員に考えながら行っていくというのは難しいところがございます。特に、末端行政である町役場に関しましては、課が変われば別社会、転職したほど仕事の内容が変わります。

そういった中で、職務が異なる役場の中でも、末端行政として働く役場職員は、町民に寄り添いながら限られた予算の中でいかに満足度の高い行政サービスを提供していくかが日々模索、検討をしているところでございます。

職員の成長には、この仕事をどうこなすかだけではなく、この仕事で何を身につけるのかという視点がとっても大事だと思っております。このような中で、議員がおっしゃるキャリアパスを描き、スキルアップ強化を図るための有効な手段は、当町においてはジョブローテーションであると思っております。

ジョブローテーション制度は、定期的及び計画的な異動の実施により、職員の経歴管理を適切に行い、適正の把握と経歴に応じた能力の向上を図り、もって職員の人材育成に資するものでございます。前町長が申しておりました、まちづくりはひとづくりにつきましても、全くそのとおりであり、現在もなお継承されているものでございます。

職員個々にキャリアパスを描くことは、当町のような規模の小さな組織では容易なことではございません。しかし、今後もジョブローテーション制度を効果的に活用していきながら、風通しのよい職場づくり、環境づくり、人材育成、ひとづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 前段の部分の情報収集については、ぜひとも、足をすり減らしてでも町民のために情報収集に尽力していただきたいと、かように思っている次第です。

しかし、後段の答弁にちょっと啞然としております。キャリアパスをしっかりと描き、スキルアップ強化を図る有効な手段がジョブローテーション制度とお考えのようですが、大きな間違いをされてあるんじゃないかとしか見えません。当町において、ジョブローテーション制度が、職員の経歴管理を適切に行われ、適正に把握と経歴に応じた能力効果の向上が図れた人材育成が本当にできているのでしょうか。

当町には優れた能力をお持ちの職員が多くおられることは事実です。ジョブローテーション制度は民間企業において営利上多くのメリットがあり、採用されていますが、果たして当町規模の

自治体では適切であり、また、ふさわしいのでしょうか。何か見誤っているようにしか思えられません。

私どもが人事に関して口を挟むことは避けるべきと考えていましたが、今回あえて言わせていただきますが、ここ数年の人事を見ていると、人事担当者が全く役場全体のキャリアパスを描くことなく、ただ職員をローテーションしているだけにしか見えません。このことは、私だけではなく、多く町民や議員及び職員が同じ思いを感じているのではないのでしょうか。

また、当町規模の組織ではキャリアパスを描くことは容易でないとおっしゃいますが、町民に寄り添った行政サービスを充実するには、職員皆さんがしっかりとキャリアパスを描き、スキル強化を図ることが大事で、ジョブローテーション制度のほうが不具合であり、十分に検証していただき、改めるべきと思います。

町民から見れば、役場職員の皆様は町の宝、財産です。町民に寄り添った行政サービス拡充のため、今後ますますの人材育成及びひとづくりを切望、期待し、私の一般質問を締めます。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

11時02分休憩

.....

11時11分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） おはようございます。13番、南里です。私は、本6月定例会におきまして、平成地区の今後の整備計画について質問させていただきます。

都市計画道路志免宇美線は2017年8月に事業認可を取得し、宇美町井野と志免町吉原の間約1.6キロの区間を2038年度までの10年間の整備計画で、現在鋭意事業が進められています。この志免宇美線の整備に伴い、沿線の特に平成地区は大きく変化していくと思いますが、最初にこの志免宇美線の事業の進捗状況についてお伺いします。

現在、物件調査や用地買収が進められているようですが、地権者もあまり情報がないため、どうなっていくのかわからず心配されてある方も多いようです。県の事業であるため、町のほうでも把握できていないことはあるとは理解していますが、順調に進捗しているのか、地権者説明会の予定も含め、今後の事業計画についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。福岡県が事業主体となって進めております。

都市計画道路志免宇美線ですが、総延長が約4.5キロの都市計画道路になります。平成14年から28年まで1期工区を約1.1キロを現在供用開始しているというところになります。現在は2期工区として、平成29年度から令和8年度までの10年間の事業として約1.6キロの区間の整備を進めておりますが、当初のスケジュールより若干遅れているように思っております。

地権者の周知につきましては、これまで2期工区の事業認可を取得してから平成30年の7月と令和2年の1月の2回、地権者説明会を開催しております。

現在は用地交渉の中で個別に説明を行っており、工事着手のめどがたった段階で、住民の方を対象として工事説明会を開催し、事業の説明を行うということで県のほうからも伺っております。

今後の事業計画としましては、用地取得が前提となりますが、来年度から井堰の移転工、その後、橋梁下部工、橋梁上部工、道路築造工事と順次進めていく予定というところで県のほうから伺っております。そのために現在は実施計画と用地の取得に全力で取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 志免宇美線の整備に伴い周辺の環境も大きく様変わりすると思いますが、都市計画マスタープランでは、志免宇美線の整備に併せたポテンシャルを活かした適正な土地利用誘導と周辺の良好な市街地環境の構築に向け、土地区画整理事業の導入について検討、特に市街地の浸水対策の推進、上下水道の整備推進とありますが、このことについて順次質問をさせていただきます。

最初に、都市計画用途地域の見直しについてお伺いします。

平成地区の大部分は現在、第1種低層住居専用地域ですが、志免宇美線の開通に併せ、当然、用途地域を見直す必要があり、有識者を交えた懇談会も開催され、見直し検討されていましたが、今後の見直しについてお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 議員言われますように、平成地区におきましては第1種低層住居専用地域となっております。この用途地域につきましては、住環境の保護を目的としまして、主に1階から2階建ての低層の住宅のための地域ということになります。それによって店舗、事務所の建設とかいうのは認められていないという状況になります。

しかしながら、平成地区を横断します都市計画道路志免宇美線が現在事業中であり、完成後には当町の主要幹線道路にもなりますので、相当の交通量が見込め、また、本線沿いにつきましては都市計画マスタープランでも生活利便施設の立地誘導を行うということをしておりますので、町内の商業活性化のためにも店舗等の建設が可能な用途地域、例えば第1種住居地域などへの用途の見直しを検討しているところでございます。

この見直しにつきましては、当然住民説明会を開催しまして、宇美町都市計画審議会等で審議を行いながら手続を進めるということになります。道路事業の進捗を見ながら、この用途地域の見直しについても事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、土地区画整理事業の見直しについてお伺いします。

志免宇美線の整備に併せて土地区画整理事業の計画もあるということで、地元説明会も数回開催されていますが、その後の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 平成30年の1月から令和2年の2月が最後になりますが、4回ほど説明とか意見交換会をやっておりますが、その時点では地権者の方の機運が高まらなかったというところで終わっておりまして、その後の説明会等につきましては行っていないというところが状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 現在の用地買収方式では跡地利用が困難な残地が多く残り、土地利用効果が期待できません。その点、土地区画整理方式は面で整備するため、道路や公園などの公共用地の確保もしやすく、不整形な残地もなくなります。また、住民も地区外へ移転せずに済むなど、多くのメリットがあります。後ほど質問させていただきます浸水対策も解消できると考えます。

一方、道路・公園等公共施設を整備するため、地権者から少しずつ土地を提供してもらって減歩と呼ばれる方法により、所有している土地の面積が減少することに当然反対意見があることも承知しています。住みやすいまちづくりの観点から、土地区画整理事業についてもしっかりと検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 土地区画整理事業は、道路や公園、供給施設など総合的に整備し、同時に街区の整理、宅地の再配置を行うもので、残地問題も解消され、区画整理事業は最も有効な方法の1つであるというふうに考えております。

区画整理事業の事業施行者につきましては、町ではなく地権者が協同で、もしくは組合を設立するなどしてなる必要であることから、当該地区の地権者の事業への理解、協力、意欲が不可欠となります。事業施工者や組織が決まれば、町はサポートするというような形になります。一般的に区画整理事業は7割から9割の賛成者が必要と言われております。

これまで地権者の方々に区画整理事業の説明や意見交換を何度か行い、令和2年の3月に実施しました地権者対象の平成地区の土地区画整理事業に関するアンケートを取ったわけなんですけど、アンケートの結果としては、事業を実施したいというのが23%、したくないというのが

27%ということで、その時点では地権者の理解というのは得られませんでした。志免宇美線の工事の進捗によって大体工事状況が見えてきますので、そういった変化に伴って、地元のほうでもまた区画整理事業への理解や機運の醸成が広がることも期待していますし、現状はちょっと進捗状況を見ながら検討は進めていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、都市計画マスタープランでは、平成地区の一部の区域は浸水想定区域となっているため、河川改修や調整池整備などの総合的な浸水対策を推進するとともに、護岸及び地盤のかさ上げなどの対策が必要とされていますが、どのように解消していくのかお伺いします。

特に、平成自治公民館横の水路は、今でも大雨のたびに冠水し、道路と水路の区別がつかなくなる状況は、町のほうも承知してあると思います。志免宇美線が開通すれば、水路が分断され、さらに危険性が増すのは一目瞭然で、近隣住民は大変心配されています。浸水対策は喫緊の課題だと考えますが、どのように対応されていく計画なのかお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 平成区の道路冠水につきましては、地元自治会や周辺住民の方からも早急な対応を強く求めておりますので、町としましても早急な対応が必要だと強く認識をしております。これまで排水経路の検証や、県ともいろいろ協議を重ねましたが、地形の問題等もあり、これといった改善策が見つからないというのも現状でございます。

先ほど質疑でありました区画整理事業もこの改善方法の有効な手段だということも思っております。現時点では、町としましては、大雨が予想される場合は、早めの井堰の転倒、農業水路のルートの変更とか、平成地区の水路負担の軽減を図るなどの対応を取っているところでございます。もちろん災害の状況によりまして避難指示等が出た場合については、避難所、避難ということをしていただきたいとは思っております。

都市計画道路志免宇美線事業で浸水対策を解決できるものではありませんが、排水施設を計画する際には、可能な限り平成地区の水路の負荷軽減に対する対策を検討してもらうように、県のほうには要望をしている状況でございます。どちらにしましても、平成地区の排水対策については早急に改善されるよう努めていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） それでは次に平成地区の上下水道の整備計画についてお伺いします。

志免宇美線の事業計画が決まってから上下水道の整備がストップし、地域住民の皆さんは早急な整備を待ち焦がれてあるのは周知のことと思いますが、今後の見通しをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 平成地区の下水道整備につきましては、都市計画道路志免宇美線の道路計画を踏まえた下水道管路の埋設計画が必要なことから、住民の皆様には大変お待たせをしているところでございます。

下水道整備の進捗状況につきましては、平成28年度に一部の地域、約8ヘクタールでございますけれども整備を行っております。残りの地域につきましては、現在のところ道路の詳細な設計はできておらず、マンホール設置の位置など下水道管路の詳細な埋設計画は確定できない状況でございます。

今後の整備計画につきましては、都市計画道路の整備と歩調を合わせまして、速やかに整備工事が着手できますよう関係課との連絡調整を行いまして、取付道路の形状など、整備計画の詳細が確定した地域から随時下水道整備事業を実施しまして、下水道整備促進に努めてまいります。

また、下水道管の布設と併せまして、上水道管の布設替えなどを行う予定でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 次に、関連事業として住居表示整備事業があります。平成地区は住居表示がまだ実施されていません。志免宇美線の整備に併せて進められるとは理解していますが、他の未整備地区とも併せて今後の見通しについて伺いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 町内の住宅がある区域のほぼ全部を住居表示整備実施計画区域と定めまして、平成7年の第1期整備事業から平成28年度までの第17次まで整備が終わっておりまして、現在約88%は終了しております。

未整備につきましては、井野地区、平成地区と辻荒木の一部が未整備というところになっております。

未整備につきましては、令和元年8月に住居表示審議会にて答申をいただき、同12月には特別委員会等で協議を開始し、その後、地元説明会というところでしたが、コロナ禍で地元説明はできていないというところで、今後につきましては、地域の自治会長さん等もまた代わっておられますので、また特別委員会を開催しまして進めていきたいというふうには思っております。

平成区につきましては、横断します都市計画道路の事業が関連してきますので、そういった状況を見ながらでございますが、先に井野地域のほうを優先して整備を図ることも選択肢の一つというところで考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 最後に、平成広場の代替地について質問をいたします。

志免宇美線の用地として、町有地の先行買収が実施されましたが、買収された町有地に平成自治体公民館に近接した平成広場が含まれています。この広場は、グラウンドゴルフや子どもたち

の遊び場、また、夏祭りの会場など、地域住民の憩いの場として親しまれており、緊急避難場所には指定されていませんが、実際的には避難所としての役割も果たしており、この広場の機能を継続する必要性を強く感じています。

そのためには代替地の確保が必要であり、地域住民も強く望んであることは周知のことと思います。

この広場は、確かに都市公園条例に規定されていませんが、平成地区には都市公園が1つもあります。都市公園の適正な配置という面からも公園の整備が必要だと考えますが、このことについては木原町長の見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 御質問の平成広場につきましては、都市計画道路志免宇美線の道路用地といたしまして、昭和62年に購入をいたしました際に、当時の地元行政区長さんからの御要望等によりまして、現在に至るまで地域事業や子どもたちの遊び場などに活用されてきたところでございます。

今回、都市計画道路の事業の進捗によりまして、当該地を道路建設用地といたしまして、福岡県と売買契約を締結をいたしました。現状の利用状況等を勘案いたしまして、志免宇美線の工事着工までは今までどおり地域で利用できるように県に要望をいたしまして、覚書を締結をいたしておりますので、それまでの間は地域で利用ができるようになっております。

そこで問題は、工事着工後の広場の確保ということでございますが、地元から平成広場の代替地を考えてほしいという声が上がっていることは承知をいたしております。町といたしましても、近年、区域内にお住まいの方が急激に増えている状況などに鑑みましても、このような声上がることは当然だろうと、このように思っております。

その一方で、現在の平成広場の代替地につきましては、地元といたしまして今後どのような利用を考えてあるのか、また、それに伴う広さや形状、また、位置などについて、町との情報交換等も行われておりません。また、このようなことを基にいたしまして、正式な要望書等につきましても、現在までのところ頂いていないのが現状でございます。

加えまして、そもそも都市公園の配置に関する基準の定めがない中で、御案内のとおり当該のエリアにおきましては、すぐに代替が可能となる土地やスペースが見当たらないのが実態でございます。

このようなことから、議員からの御質問と申しますか、御要望をいただきました今回の内容につきましては、趣旨等は十分理解をいたしますが、今申し上げましたように、隘路等も多いことから、今後は道路事業の進捗状況や区画整備事業等の可否、現在地の有効活用等々幅広い視野に立って、様々な角度から時間をかけて相互に協議・検討を重ねていく必要があると、このように

考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） ありがとうございます。

志免宇美線の整備と並行して土地区画整理事業を実施できれば、用地買収方式に伴う残地の問題、浸水対策、区画道路や上下水道、公園整備など、多くの課題が国の補助金も活用しながら解決できます。

大野城市の乙金地区が区画整理によって大きくさま変わりし、大型店舗のイオンを誘致し、整然とした街並みが形成されているのは周知のことと思います。

志免宇美線が単なる通過交通手段となれば、平成地区の持つポテンシャルを活かすことができず、町にとっても将来に禍根を残すことになるのではと危惧しています。これからの町を担っていく子どもや孫たちに誇れる町づくりが進められることを期待して、1問目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。

○13番（南里正秀君） それでは、次に防災計画における災害協定について質問をさせていただきます。

地震、風水害などの大規模災害が発生したときに、応急・復旧活動を行政だけで対応することは困難です。このため、大規模災害時などに迅速に応急対応できるように、民間事業者や団体、他の行政機関と応援協定を締結してあると思いますが、最初に、この災害協定の現状について伺います。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 災害協定につきましては、危機管理課のほうが所管しておりますので、回答をさせていただきます。

大規模災害が発生すれば、単一行政組織だけでは対応は困難というのは重々承知をいたしております。そこで、多数の行政機関、それから民間事業者と災害協定を締結をいたしております。

代表的なものを幾つか御紹介をさせていただきますけれども、行政組織では、災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定、それから国土交通省九州地方整備局とは大規模な災害時の応援に関する協定を締結をいたしております。避難所運営につきましては福岡刑務所、それから県立宇美商業高校や須恵高校と締結をいたしております。

災害復旧面におきましては、宇美町の土木組合等の建設関係事業者、それから管工事協同組合、それから、造園組合と、ライフラインの上下水道につきましては日本水道協会、それから福岡都市圏水道災害相互応援協定、下水道につきましては下水道管路管理業協会と締結をいたしております。電力供給では九州電力と災害復旧に関する覚書を締結をいたしております。

所管が危機管理課に変わりまして、現在では近年多発をしております風水害に備えまして、食

料、それから資機材の供給、それから日用品の調達などに関しまして、町内事業者を含めまして現在協議を行っております。今後も多くの災害協定を締結していくところ今努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 近年は地震や豪雨、川の氾濫などの災害が甚大化する傾向が見られます。今年も既に梅雨入りし、今後は特に水害等の発生が懸念されます。被災したときに心配されるのが、電気や水道などのライフラインが遮断してしまうことで、大規模災害の最大の課題とも言えます。特に飲料水は命を守るために欠かすことのできない絶対必要なものです。

一本松公園に河原のしずくが整備され、非常に多くの方に利用されていると思いますが、この河原のしずくは災害時に利用することができるのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 一本松公園第2駐車場内に設置いたしました宇美の岩盤地下水、河原のしずくにつきましては、令和2年4月から給水を行いまして、多くの方々に利用していただいているところでございます。

議員がお尋ねの災害時の利用でございますが、災害では断水から復旧までの間の飲料水を応急的に確保することが重要な課題になると考えているところでございます。

飲料水の応急給水といたしましては、昨年9月の台風接近に伴いまして、飲料水の買い占めなどの事案が発生したことから、給水所の利用を一時的に無料できるよう開放したところでございます。今後もこのように非常時の応急給水としても利用していく考えでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 災害時、特に停電が発生した場合でも利用できるようにしておく必要があると思いますが、太陽光発電など、非常用電源を備えてあるのかお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 現在、給水所及び駐車場の後方にごございます井戸ポンプにつきましては、商用電源に稼働しておりますけれども、太陽光発電や発電機接続に対応をしていないため、停電時でも利用できる設備にはなっておりません。

災害時での飲料水の確保が重要であることは認識しておりますので、停電時でも給水所が利用できるような設備について、今後調査を行いながら検討をしてみたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 今現在、電気代がどれくらいかかっているのかわかりませんが、太陽光パネル設置との費用対効果も十分検証していただきたいと思っております。

次に、御存じでない方も多いと思いますが、井野山麓赤井手地区に岩盤水を無料提供してあるところがあります。

所有者にお尋ねしたところ、この場所は竹やぶになっていましたが、もともと遊水が出ている池があり、昔は炊事や洗濯にも使っているよう清水が流れていたもので、何か利用できないかと井戸のボーリングを思い立ったそうです。結果的に岩盤を突き抜け、アルカリ超軟水が確保できたということです。

所有者の意向を聞いてみると、地域に貢献できればという思いもあり施設を造っているので、町ほう希望されれば災害時には自由に使ってもらって構わないということでした。

井野山の岩盤水そのものを知らない人も多いので、何らかの協定を結んで周知しておくほうがいいのではということでした。

1,500ワットの太陽光発電設備も備えてあり、停電時も使用できるので、災害協定を締結して、非常時には一本松公園の岩盤地下水河原のしずくと、井野山の岩盤地下水が利用できれば、町民にとって大切な飲料水を安心して確保できる施設になるのではと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 災害協定ということでございますので、当課のほうからお答えをさせていただきます。

井野山の岩盤水があるのは、当課も承知をいたしております。しかしながら、井野山の岩盤水がある場所につきましては、地域防災計画に定めます土砂災害警戒区域の中に位置をしております。したがって、災害時に水を汲みに行くということは推奨できないものと、当課としては考えております。したがって、災害協定の締結は困難であるというふうに現状は認識しております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 土砂災害警戒区域内にあるということで、大規模災害時に住民が立ち寄ることは危険であり、災害協定を結ぶことは難しいということは承知いたしました。

ただ、大規模災害時だけではなく、長時間断水等で上水道が使えない事態も想定されると思いますが、こうした非常時に町が優先してこの岩盤水を利用できるよう、所有者と協議しておくことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 御提案だと思いますが、先ほど上下水道課長も答弁しましたとおり、今年の台風10号におきましては、市場から水が消えたというような状況がございまして、そういった事前対策、そういったものに活用する、または電力事故による停電で水道の供給がで

きなくなったというような場合、それから水道の管路事故、そういったもので断水に伴って水が使えないというような状況というような特別な事情がありましたら、そういったものにつきましては一時的な給水としては役立つものというふうに認識をいたしております。

そのような状況になりましたら、所管する課より所有者等に連絡を取りながら、有効活用ができないか検討は行っていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） ぜひとも、所有者と協議して進めていただければと思っています。

参考までに、この所有者の方は佐賀県みやき町にも地域貢献として同様の水くみ場を提供しており、みやきの名水として多くの方に利用されているとのことでした。

私も先日、このみやきの名水を視察してきました。水をくんでいる親子に尋ねたところ、水をくみに来る人は後を絶たないとのことでした。

河原のしずくや井野山の岩盤水が町の名所の1つになっていくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 13番、南里議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより13時まで休憩に入ります。

11時45分休憩

.....

13時00分再開

〔9番 脇田義政君 早退〕

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

早退届が9番、脇田議員から出ておりますので、御報告いたします。

通告番号3番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 初めに、コロナ禍の中でワクチン接種に関して職員の方々が大変困難な中で業務に当たられていること、感謝申し上げます。

私は2つの問題について、質問をさせていただきます。初めに、学校給食無償化へということで質問させていただきます。

給食費を無料にする自治体が徐々に増えていると同時に、2人目は半額、3人目は無料など、保護者負担を減らす自治体があります。憲法26条において、義務教育はこれを無償とするとされています。

しかし、現実には無料なのは授業料と教科書に限られていて、保護者の経済的負担は大きいものです。文科省の子どもの学習費調査、これは2016年の調査によれば副教材費、実習材料費、

部活動費、修学旅行費、学校への納付金等は公立小学校で年間約10万、公立中学校では18万となっており、学校給食費については、小学校で月4,343円。小学校です。中学校では月4,941円となっています。これ平成30年度の調査です。全国の自治体の学校給食費無償化の実施状況は全国1,740自治体のうち、76自治体が小中学校とも無償化を実施、424の自治体が一部無償化、一部補助となっております。これは平成29年度の調査によるものです。

就学援助制度があるが、保護者が一旦納付し、その後、還付されるという制度で当面のお金のやりくりで苦労しておられます。申請主義である以上、必要な子どもたち全てに給食費等の支援が行きわたるわけではありません。2005年に食育基本法が成立し、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に着けるためには何より食が重要だとされております。

そこで質問に移りますが、宇美町における給食の今現在の現状と、糟屋地区、古賀市の1市7町の状況はどのようになっているかお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） それでは、宇美町の学校給食の現状でございますが、小学校5校については自校式で給食を行っております。また、中学校においては選択式の弁当給食を行っている状況であります。それから糟屋地区の状況としましては、古賀市と粕屋町においては、小中学校ともにセンター方式です。それから志免町、篠栗町、新宮町においては、小中ともに自校式。それから須恵町と久山町においては、小学校が自校式、中学校はお弁当といったような状況となっております。

また、費用についてですけれども、宇美町の小学校は1食260円、中学校でも1食260円とまた中学校では牛乳代が60円となっております。

また、大きな表題の質問事項であります無償化ということについては、今のところ糟屋地区内で給食の無償化を行っているところはありません。また、無償化の検討を行っているところもまだ耳にはしておりません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） よく分かりました。

それから今度は給食費未納問題、これが2005年ごろからクローズアップされ、文科省も給食費未納の全国調査を実施しました。これも平成17年度の調査です。この結果、小学生全体の1.0%に当たる約9万9,000人が給食費未納であり、総額は年間22億円と分かりました。

原因については、学校がどう認識しているかという問いでは、保護者としての責任感や規範意識の欠如が61%、保護者の経済的な問題が約33%とされております。給食費未納は学校から

見える子どもの貧困のシグナルとみるべきと思います。保護者は経済的に苦しくても、優先的に給食を支払っているが、しかし、未納者のいる学校ではそのせいで給食内容が悪化すると批判されております。その大きな原因が学校給食の特殊な会計方法にあると専門の方は指摘しております。給食費は自治体の教育委員会で管理する公会計、公の会計ですね、と、学校長名義の口座で管理する私会計の2つに分けられます。学校ごとに給食が始まった歴史があるため、今も公会計が3割、私会計が7割です。公会計であれば未納者がいても自治体の負担になるが、私会計の場合は学校内のやりくりになり、食材購入に影響が出ると言われております。また、給食費徴収に当たり、教員の負担も出てくると言われております。

そこで質問に移りますが、給食費未納者の割合とその対処方法、また、宇美町においてはどの会計方法でやられているのかお聞きします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 宇美町においてはこれ令和2年度の給食費未納の割合ですが、小学校におきましては0.49%、中学校ではゼロ%、未納はいないというような状況になっております。そして、未納者が出た場合ですけど、初めに学校にほうからその御家庭に対して、督促のお手紙を出しております。それでも未納の場合については、担任やまた、学校の管理職のほうから直接保護者のほうへ電話をかけてお声かけをしているというような状況になっております。

また、給食費の会計については、各学校での管理となっておりますので、私会計ということです。校納金などと合わせて、現在は口座引き落としで徴収をしております。その都度食材等の請求がきますので、その中からその都度支払いをしているというような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 未納の割合がすごくすばらしいパーセンテージになっております。子どもの権利条約第3条では子どもに関する全ての措置をとるに当たって、行政当局によって行われるものであっても、子どもの最善の利益が考慮されるべきとあります。親との関係において、給食費を提出することはその条項に反しております。子どもは親と別の人格として尊重されるべきです。

最後に義務教育無償の原則に従い、給食費は無償にすべきと考えますが、この辺について御回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） まずは、学校教育課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

給食費の無料化ということですけど、やはりそれについては幾つか問題点があるのかなと思っております。その中でも1つ取って言えば、財政的な面からお話ししますと、当町で試算した場

合にはこの食材費が年間約1億7,000万ぐらいかかっています。なので、この1億7,000万を毎年町の会計で負担するというのを考えますと、負担は非常に大きいといえますので、給食費の無償化については非常に厳しいと言わざるを得ないと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） いいですか。答えられなくていいですか。じゃあ、入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。無償化については厳しいと。今後、食育基本法にも食は大事だと言われているわけですから、無償化に向けて検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、教育長からちょっと一言。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 非常に大事な案件を御提示いただきまして、ありがとうございます。

まずは、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法におきまして学校の設置者と、いわゆる給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するよう定められております。施設、設備、運営に関する経費を学校施設者が負担、いわゆる公費ですね。それと食材費は保護者負担とされております。

なお、本町では経済的な理由でお困りの保護者には就学援助制度により給食の支援を実施しているところでございます。まずこの辺りをしっかり認識していただきながら、質問の趣旨であります学校給食費の無償化についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、課長の答弁と重なりはしますが、学校給食費を無償化するためには非常に教育費を大幅に増額する必要があると思えます。現在、学校給食費に関して無償化をしている自治体の多くは子育てや少子化対策の政策経費として財源を確保しております。また、自治体によっては教育にかかる保護者負担金の軽減を目的として公費を大幅に積み増した事例もあります。ただし、財政力のある自治体によっては、学校配当予算が多い場合もありますが、多くの自治体は教育費配当予算が圧倒的に不足していることは、これは議員も御承知のことだろうと思えます。

また、宇美町の実態をぜひ御認識いただきたいと思います。安全安心な給食を安定的に供給していくためにということで、教育委員会内や町内の栄養教諭、学校栄養職員と論議をするのですが、学校給食に関する喫緊の課題となりますと、これは国が示しました学校給食衛生管理基準というのがあるんですけども、それに適合した施設設備の整備、それと施設老朽化への対応などですね、これは非常に教育委員会内でも論議するところでございます。この施設整備運営に関する経費につきましては、議員御承知のとおり、学校設置者負担の公費負担でございまして、このように教育費無償化の拡張、特に学校給食費の無償化につきましては、多額の経費を要することから当町におきましては非常に厳しい現状にあるものと考えておるところでございまして。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 将来的にわたって、無償化を検討していただければと思います。一応給食に関してはこれで終わります。

続けていいですか。

○議長（古賀ひろ子君） はい、どうぞ。

○5番（入江政行君） 次、三菱勝田大谷抗の中国人強制労働に関して石碑建立ということで、質問をいたしたいと思っています。

終戦間際の1944年、昭和19年に9月と10月に中国上海から352名の中国人が大谷抗に強制連行され、過酷な強制労働と極度の貧しい食料により、87名の方が犠牲となり死亡されました。これ全国的にも大きな数字だと言われております。わずか1年間で25%と恐るべき高死亡率です。この痛恨の史実をしっかりと記憶に留め、末永く子孫に、地域の人々に負のレガシーとして伝えるために石碑を建立するに至りました。これに関して3つの団体申し上げます。中国人戦争被害者の要求を支える福岡の会、中国人戦争被害者訴訟弁護団、日本中国友好協議会福岡県連、3つの団体の支援もあり、また、このお話が、相談を受けたのは元宇美商業高校の教諭である岩佐英樹氏より石碑建立に至るまで経過報告があり、宇美町で建立委員会の設立を町内の方々の賛同を得て、設立していただきたいという要望をいただいております。当然に町長とも面会をしまして、お話はさせていただきます。この歴史的な事件は宇美商業高校生徒の歴史研究で浮き彫りになったと、知り得たと言われております。

それと、被害者と被害者家族と三菱マテリアル、以前は三菱鉱業と言われた会社ですが、和解協定に基づき建立に関する費用は三菱マテリアルの負担となります。現在私たち数名で取り組んでおりますが、なかなか前に進まないという状況で、これ費用についてはマテリアルが負担しますので、町に建立に際して人道的な観点から町の支援というよりも協力をいただきたいということで質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） まず石碑の建立に関しまして、昨年度より複数回御相談がございましたので、当管財課のほうよりまず経過について御回答させていただきます。

相談の当初は町有地内に建立ができないだろうかとということでありました。しかし、ちょっと検討しましたが、目的や趣旨、それらのことから判断しますと町有地に建立することはちょっと馴染まないということで別の方法で、町有地の払い下げによる購入ということで協議させていただいたところでもあります。建立地の候補地としましては、当時の大谷抗付近の土地がないかということでありましたので、付近にあります町有地を確認しまして、近隣の住宅の状況、そして周辺の道路からの寄り付き、これらを考慮した上で、現地に行って、その範囲や概算の価格、そ

れと測量等に係る必要経費などを御説明していたという経緯がございます。この後に関しましては、進展は今のところございませんが、現在は先方からの回答をお待ちしている状況でございます。所定の手続きを行っていただければ通常の土地の購入希望に基づきまして町有地の処分を行う手続きを予定しておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。

また、この犠牲者の石碑建立に際して、この史実を次世代の子どもたちに伝えていきたいということで、こういった町史に載せるということもあるんでしょうけど、何か方法がないかということでお聞きしたいんですけど、どういった方法があるのか答えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） どういう方法があるかというよりも、この内容そのものをどういうふうに取り扱っていったらということから私どもの考えを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、この史実を子どもたちに伝えてほしいという趣旨の御質問でございますので、これに関して回答させていただきたいと思いますが。

まず、学校の教育活動、特にこの歴史学習、これ歴史学習になると思うんですよね。おそらく内容を垣間見ますと、近代の日本と世界についてというところだろうと推測できるわけですが、この歴史学習におきまして議員お示しの三菱勝田大谷抗で行った出来事、その史実を地域の補助教材として取り扱う場合は、これ平成27年3月4日付けで初等中等教育局通知で、学校における補助教材の適正な取り扱いについて示されたこの3つの留意点を踏まなければなりません。1つは、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に沿っていること。2つ目は、その使用される内容が学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。要は子どもの発達に合っているかどうかというものは、やっぱり検証する必要があると思うんですよね。それと、3つ目は、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定な見方や考え方に偏った取り扱いとならないことに十分に留意することが必要であるというふうに示されています。この3つの留意点をしっかり検証しながら、また、言わずもがな教育課程の編成は、いわゆる歴史学習の授業づくりの主体もそうなんですけど、学校でありその責任者は校長にあります。だからこういう歴史学習を進めていく責任は校長にあるということなんですけど、ただ、学校はこれらの留意点から十分に検討を重ねて地域教材、三菱勝田大谷抗のこの教材内容が非常に相応しいかどうかというのを踏まえて学校のほうは選定していただくと思います。ただ、教育委員会としましては、宇美町の各小中学校の教育課程の編成、実施の状況を指導するという立場にありますので、その状況を十分に把握しながら、宇美町の子どもたちが歴史を学ぶ、あと

歴史に学ぶ学習が適切に行われるように指導はしてまいりたいと思います。先ほど言いましたようにこの3つの留意点が非常にキーポイントになるだろうと思いますので、そこは学校のほうがこの内容を提示されたときにその3つの観点から精査してまいりますので。そういうことでよろしいでしょうかね。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。私たちもこの建立に対して、できるだけ知恵を絞ってやっていきたいと思うんですけど、何しろ皆さん方の協力がないと私、できないと思っています。また、このこういった史実的なことを風化させないためにも皆様方の御協力が要るんじゃないかなと。費用については、先ほど申し上げましたように、町からの支援はありませんので。何卒皆様方の御協力をお願いしたいということで一般質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号4番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。どうぞよろしくをお願いします。

今回の一般質問ですが、最初の質問は、どうなる宇美町のごみ・し尿の行方と題し、将来の宇美町のごみ・し尿の問題を見据えての質問を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

先の厚生文教常任委員会において、新しい可燃ごみ処理施設のスケジュール概要が説明されました。現在は須恵町と篠栗町、それから粕屋町の3町で構成されている須恵町外二ヶ町清掃施設組合の組合に処理を委託する形で宇美町の可燃ごみは処理されています。本年度より新しい可燃ごみ処理施設の測量や地質調査がスタートし、新施設が稼働するまでのスケジュール案が示されたところになっております。

これまでの可燃ごみの処理に関する決めごと、これはRDFの施設等についてなんですけれども、須恵町外二ヶ町清掃施設組合、ここで協議されており、宇美町と志免町はオブザーバー的な扱いを受け、協議の場には一切参画できず、しかも議会の傍聴さえ許されない、こういった状況だったと思っています。私も現在のこの状況は受け入れざるを得ないと理解しておりますし、現在のこの運営体制、今から変えていくということは大変難しいことだと思っています。

しかしながら、今から約10年後になりますけれども、現在のRDF処理を止めて、新たに焼却施設を設置し、この運営を3町プラス2の状態から5町で共同運営していこうという中で、計画の立案、そして実行に宇美町と志免町が主体的に関わっていけるのかどうか、ここが大変気になっているところでございます。

私は新たな可燃ごみ処理施設の建設に当たっては、計画の段階から早急に5町の枠組みを構築

するとともに、その証として協定書を締結する必要があると、こう思っております。そのことが、宇美町が抱える将来のごみ問題の不安を払拭し、金銭面はもとより、ごみ・し尿関連施設の配置など、地元負担といった面での平等性の担保にもつながっていく、こう考えております。

それで、最初の質問に入りたいと思いますけれども、先日晒されました新しい可燃ごみの処理施設のスケジュール案、この策定に当たって宇美町及び志免町はどのように関わってきたのでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。当課のほうから回答させていただきます。

まずちょっと前段となりますけれども、次期ごみ処理施設の整備についての議員の皆様への御説明につきましては、令和元年12月13日開催の全員協議会におきまして、組合から示されましたクリーンパーク次期ごみ処理施設整備に向けた構想、これに基づきまして令和元年度から9年度までのあらかじめのスケジュールについて説明をさせていただいたのが1番最初でございました。その後、令和2年1月23日の全員協議会におきまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の加入について議員の皆様のお了解をいただきましたので、1月31日に組合のほうに要望書を提出しておりますところですが、現時点ではその要望書に対して正式な回答というのはいただいていないというところでございます。しかしながら、組合のほうからは次期ごみ処理施設の稼働時には5町の枠組みというのを考えておるということを地元説明会のほうで説明をされ、一定の了解はそこでいただいておりますというふうに聞いておるところでございます。

それでは、先ほどの質問に対する御回答になりますけれども、今回最新のスケジュールが示されて委員会でも説明をさせていただいたところですが、当町は可燃ごみの処理をお願いする委託契約をしており、先ほど議員もおっしゃられたとおり、あくまでもオブザーバーの立場でございますので、公的発言権というのはないといったところでございます。したがって、先日の委員会で皆様方にお渡しいたしました概略配置平面図、これと整備スケジュールにつきましては、令和3年3月26日に開催されました糟屋郡5町ブロック廃棄物対策協議会、こちらの資料として当町いただいたものでございまして、残念ながらこれらの整備スケジュール等の作成に当たりまして、当町のほうは関わっていないという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今の答弁の中で特に気になったのが、新しい施設の稼働時には5ヶ町の枠組みでというところが私、大変気になっているところです。当然、また後でも言いますが、当然ながら計画の段階からしっかり宇美町と志免町が加わっていかないと、私はいい施設、そして後々の運営に関して禍根を残すんじゃないかなと、そこが非常に気になっているところなんです。そういったところに関しては、課長で結構です、どのようにお考えですか。果たしてそれで

いいのかどうか。私は早くからこの計画に加わっていくべきだ、その枠組みを構築すべきじゃないかなと、こう思っているわけなんですけど、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 今、議員がおっしゃられたとおり、私もまさにそれと同じ考えでございます。当然、組合については登記等もございますので、スタートは先ほど言いました新施設の設立の令和10年度となるというのはもう間違いないと思われまじけれども。その前の協議の段階から当然5町組合でいくということが決定すれば、今後その新しい施設はどうしていくのか、どうなっていくのかということから宇美町と志免町は当然入るべきだと思っておりますので、その辺については組合のほうに早くということをまずはこの要望書を出していますので、要望書の回答というのが最初になると思いますが、その後、早急に宇美、志免を協議に入れてほしいという要望は当然していこうというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。

そこで、新しい可燃ごみの処理施設、これがどのくらいの規模になるのか、あるいは現状で結構です。どのような形に考えてあるのか、その構想がどうなっているのかで結構ですから、回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 新しい新ごみ処理施設がどういったものになるのかということですが、これにつきましては組合のほうにも確認をいたしました。これから基本設計等に入っていくということで、今のところ何も決まっていないということでございます。

今後、コンサルの専門的な知識、それから学識経験者を交えました会議の中で意見等を聴取いたしまして、それらを参考にして費用対効果の高い、また、今の場所での最善な処理方法等を検討していくというふうに聞いておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。

この可燃ごみの焼却施設ですね、様々な方法があると思っています。一昨年、私、視察に行っただけですね。人口22万7,000人、大阪府の寝屋川市、この施設に視察に行きました。すごい施設で、最新型の焼却炉を有しておられて、煙も臭いも一切出ていなかったすばらしい施設だったんですが、ここでは2基の焼却炉を有したストーカ方式、これを採用してありました。ストーカ方式だと不燃灰が約10%ほど出るそうですね。その不燃灰の処理場の確保、これが大きな課題だということもお伺いしておりました。ただ、大阪府は大阪湾の中で広大な埋め立て処分場を設けて不燃灰の処分を行っており、これが福岡県と大きな違いがあると、こういうふうに認

識しているところであります。

ほかにも一例を挙げると、熱プラズマ焼却炉、こういったものを使う処理法もあり、これは炎で可燃物を燃やす今までの焼却炉とは違いまして、1万5,000度、非常に高い温度が出るプラズマ、これを使いまして廃棄物を溶かす、そういったイメージの焼却炉であり、焼却灰がかなり減量できるそうです。どのような処理法を採用するか、先ほども言われたとおり、今後の課題だと思いますけれども、費用対効果等、これから議論を重ねていく必要があると思っています。

大切なことはそうした協議の場に宇美町や志免町も加わって、主体的に協議を重ねていく必要があると、私はこう本当に強く思っているところです。

次の質問に移りますけれども、新しい可燃ごみ処理施設の計画には、やはり5町の枠組みで、先ほど言いました主体的に関わる必要性を強く感じております。また再度聞くことになりましても、具体的に5町の枠組みがスタートするのはいつからなのか、要望書も出していますので、それが採択されたときということであるでしょうけど。これまでの交渉経過を踏まえまして、再度御回答いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 先ほども申し上げましたけど、私も丸山議員と全く同じ考えでございますまして、5町の枠組みの必要性については非常に強く感じておるところでございます。ですが、これも先ほどから申し上げますとおり、現時点ではまだ3町での動きとなっているところでございます。

今の御質問の中に、これまでの交渉経過というのがありましたので、まずはこちらのほうから答弁させていただきますけれども、これまでも平成15年度と16年度、2回にわたりまして文書による組合加入についての要請を行ってきた経緯がございます。しかし、元々3町での共同処理ということで、地元からこの3町の枠組みでの承諾ということでもいただいておりましたことから、地元のほうからこの枠組みを変えるのは難しいという回答をいただいておまして、未だ組合加入には至っていないというところでございます。

そうした中、今回は組合のほうから2町の加入について前向きに検討したいという話をいただきましたので、先ほど説明いたしました令和2年1月23日の全員協議会での説明に至り、要望書の提出というふうになっておるといふ流れでございます。

それから、具体的な5町の枠組みのスタートですが、これも先ほど申し上げましたけれども、次期ごみ処理施設の稼働時には5町の枠組みという内諾をいただいておりますので、新たな5町組合の立ち上げ、これは新施設稼働開始の令和10年度になるというふうにご検討しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) ぜひ早めにこの5町の枠組み、きちんとしたことでスタートできるように内容の検討に当たってもそこに加われる、議論に加われるっていうことが何よりも大事なことじゃないかなというふうに思っています。これからが勝負であると思っております。

ごみやし尿については、やっぱり何よりも処理施設を受け入れていただいている地元の方々への理解と対応は大切であるということは言うまでもありません。宇美町でも1番大切にしなければならないのは最終処分場やリサイクルセンターを長年受け入れていただいている地元の方々であり、地元の方々の理解がなければ何事も前には進まないというふうに思っております。そうした意味も込めまして、5町の枠組みを正式なものにいたしまして、施設を受け入れていただいている地元住民の方々の御理解をいただくためにも早急に協定書を締結し、協議の場に加える体制を構築することが大切だと考えております。ぜひ再度の質問になると思いますが、今後の方針及び見通しについて回答を求めます。お願いします。

○議長(古賀ひろ子君) 工藤課長。

○環境農林課長(工藤正人君) 今の議員の御質問の中にありました早急に協定書を締結してっていうところですけども、これが地元住民の方々の御理解を得ていくためにもということでしたが、組合の考えているのはちょっとこれとは逆でございまして、まずは地元のほうの了解を得る、要は今回また地元のほうの地元対策といえますか、条件整備等がなされる予定になっています。それらの地元の要望等が片付いたところで、その後に5町の枠組みでという話になっていくというふうに聞いておりますので。まずは、やはり提出しております要望書に対する正式な回答をいただくのが最初だと思っております。正式な回答によりまして、5町組合でいくことがはっきりしたならば、その時点から新施設の建設に向けた協議等に宇美町、志免町の2町が参加させていただけるよう、それが議員の言われる協定書の締結というふうになるのかどうか分かりませんが、強くその辺を要望していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) ぜひ前向きに取り組んでいただければというふうに思っております。

さて、須恵町外二ヶ町清掃施設組合ではし尿の処理も行っておられます。酒水園というし尿処理場で処理が行われているわけなんですけれども、この酒水園、かなり老朽化してきていると聞き及んでおります。仮にこの施設を新設するにしても、改修するにしても莫大な予算がこれ必要になってくると思われます。私は酒水園が老朽化して、近い将来建て替えが行われようと、改修されようと、それは須恵町、篠栗町、粕屋町の問題であり、宇美町や志免町が関わることはないんじゃないかなと、関わるんじゃないと、私そういった考え方に対して、これ一石を投じたいなど、こう思っているわけです。

今後、可燃ごみの処理については、5町の枠組みが構築され、計画運用が進んでいくと、こう

期待しているわけなんですけれども、し尿処理場についても、あるいはリサイクルの処分場についても、広域5町の枠組みを構築する時期がきているのではないかと、こう考えております。そうするためにもこれからの数年間というのは非常に大事な時期にきていると思いますし、協議についてはできるだけオープンにして情報を開示していく、これが大事じゃないかなと考えております。

そこで、お尋ねしますが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合で運営しているし尿処理場、酒水園、こちらの現状はどのようになっていると聞いておりますでしょうか。回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） それでは、今のこの酒水園につきましては組合が運営しております、宇美町のほうは全く関わっておりませんので、組合のほうに確認をした内容となります。

現在、須恵町外二ヶ町清掃施設組合のし尿処理につきましては、粕屋町の酒殿にございます今言われていました酒水園のほうで行われております。この酒水園につきましては昭和57年10月から稼働しております約39年、40年が経過するという施設になります。施設の現状でございますが、年間の処理量につきましては、下水道の整備等によりまして年々減少しております、令和2年度はし尿が6,334.5キロリットル、汚泥処理が4,497.8キロリットル、この2つ合計しますと1万832.3キロリットル、これが令和2年度の処理量でございます。約10年前の平成22年度と比較いたしますと、増減でございますけれども、8,238.2キロリットル減、率にしますと43.2%の減、10年間で43.2%減ってきています。

現在のところ、この処理するに当たりまして、施設のほうは支障なく稼働しておると。40年経つ施設ではございますけれども、支障なく稼働しているということでございます。施設の老朽化はあるものの、今後も定期メンテナンスを重ねましてできる限り延命化を図っていきたいということで施設の建て替え、それから大規模改修等については今のところ全く考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） メンテナンスさえきちんとやれば長年持つということでお伺いした。ありがとうございました。

現在の宇美町・志免町衛生施設組合で運営しているし尿処理場の稼働状況、これもお伺いしたいと思いますが。確か半分ぐらいじゃないかなと私は聞いておるわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。半分どころではないぐらい減っております、宇美

町・志免町衛生施設組合で運営しております宇美志免の浄化センターでございますが、こちらは平成13年度から稼働いたしまして約20年が経過した施設ということでございます。稼働状況でございますが、施設が稼働しました平成13年度の、要はこれが処理開始年度になりますけども、この搬入量がやはり一番多いということで、このときが2万2,891.04キロリットルでございます。2万2,891.04キロリットル。それ以降は下水道の整備等によりまして年々減少し、令和2年度、昨年におきましては6,685.84キロリットル、ここまで下がっておりまして、率で見ますと開始年度からは20年で70.8%減になっています。したがって、現在は一部の施設を交互に稼働することで足りているというような状況になっておるといふなことでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。70%減ということで、非常に稼働率としては低くなっていると、こういうふうに理解しておるわけなんです。

私は可燃ごみの処理施設と併せて、このし尿処理に関しても5町の枠組みというものを構築し運営していくということを御提案したいと、こう思っております。そこには大きな課題が横たわっていると、こう思っているわけなんですけれども、原課としてそういった課題、どのように認識してありますか。回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） これまで回答してきましたとおり、やはり可燃物の処理におきましては5町での組合構築、これは可能なのではないかと考えておりますが、し尿処理につきましては、やはりそれぞれの処理施設の諸問題、これを解決することが最優先ではないかと考えておりまして、どう認識されていますかという御質問ですけども、やはり5町での議会、それから地元対策、これにかなりの労力と時間を要するのではないかと推測をしております。

またもう1つ、仮に今、宇美志免浄化センターのほうで3町のし尿を受け入れるということになった場合、実は処理量からすると、3町分をこちらに入れると施設はもうフル稼働状態になるぐらいの量に今はなります。そうすると、宇美志免の浄化センターの施設も老朽化が進んでいますから、フル稼働等でいきますと施設のこと考えますと大変厳しい状況に今はなりそうですので、今後の処理量の減少幅にも注視をしていく必要があるのではないかと推測をしております。

とはいっても、議員が今提案されました5町での連携というのは、5町で運営していくことについては、いろいろとコストダウンが図れるなど、多くのメリット、これらが考えられるということになってくれば、これは逆にもう最善の策にもなるというふうには考えておりますので、現状ではちょっとこの2つの施設の今後の方向性というのは見えない状況ではございますけども、両組合の動きには注視をしていきたいというふうに当課としては思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） やはりこれからごみ・し尿の問題に関しては、やっぱりコストダウンということ、本当に考えながら住民の負担を軽減していく。その為にはやはり5町の枠組みというものをしっかり広げていくということが大切になってくるんじゃないかなと。そのためにはいろいろ様々な課題を掌握し、検討していく、そういったテーブルを用意するというのも大事じゃないかなというふうに思っています。

この項の最後の質問に入りたいと思いますけども、町長にぜひ伺いたいと思いますが、ごみ・し尿に関しても多くの課題が山積している中で、先ほども触れましたけれども今年度含めてここから二、三年という、こういった期間が宇美町にとって、あるいは5町の枠組みの中で、ごみ・し尿の処理を包括的に行う上でも重要な時期になってくると思われれます。そうした中で、我々議員と町長の任期も残るところあと9か月を切りました。町長の来季の進退を含め、こうした課題に対しどのように取り組むお考えなのか、ぜひ意気込みをお伺いしたいと思います。デリケートな部分も含んでおりますけれども、御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 丸山議員のほうからは、冒頭、ごみ・し尿の処理に関連いたしまして、るる御質問がありましたお尋ねの時期、ごみ処理施設やし尿処理施設に係る須恵町外二ヶ町清掃施設組合と協議の内容、また経過等につきましては、先ほど来、工藤課長が答弁をしたとおりでございます。

その中で、若干繰り返しになりますが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合を構成する須恵町、篠栗町、粕屋町のこの3町と、衛生施設組合を構成しております当町と志免町のこの5つの町の構成による組合設立が整うという今、運びで協議プランが進んでおるわけでございますけども、まず前提といたしまして、ことは環境に係る問題であるし、施設も通常の施設じゃなくて非常に特殊な施設ということもございます。当町でもそうでございますけれども、同じく立地をする篠栗町でも当然地元を抱えておると。非常にそういうデリケートな課題を抱える、いわゆる事業運営、あるいは施設運営・経営になるわけでございます。ましてやこれは絶対的ないわゆるノルマではなくて、あくまでも任意の一部事務組合で運用すると。こういう形式でございますので、なかなか、うちが言ったから相整うじゃなくて、やっぱり今の段階ではそれぞれ3町の現状、思惑、そして当町と志免町の現状、思惑、それぞれやっぱり思いは当然あるわけでございまして、それに加えて、地元の同意という非常に重たい十字架もある中で、しかも平成の初期から取り組んできて非常に紆余曲折、長い歴史を有する、いわゆる事業でございます。こういったことも加味しながら、これが、先ほど課長も申し上げましたけども、平成15年、16年、もう我々も当然

2町よりも5町、こういうスケールメリットで望む、これがもう一番ベターじゃなくてベストだろうということは当然、これはもう誰も認識をしているところだろうと思いますけれども、なかなかこれがこの長い歴史の中で、先ほど紆余曲折と言いましたけども、いろんな問題もありまして、もちろん地元のこともありますし、なかなか一足飛びに話が進まない、一つ一つやっぱりクリアしながら積み重ねて、同意を得ながら歩調を合わせていくという、こういう非常に気が遠くなるような作業が恐らくこの長い歴史の中にもありましたし、またこれからもそういうことは当然節目、節目ではあるんだろうと、このように考えております。

なかなかそういうことで、非常に要望を出してもなかなか快い回答を得られなかったという過去の、いわゆるそういった経緯がある中で、ここへ来て、ここへ来て、現在3町組合を構成する、3町の組合のほうの本当に前向きな御判断、御尽力により、また地元への働きかけ等々によりまして、いわゆる実現が令和10年には確実なものになったと、私自身はこのように理解をしているところでございます。

いずれにいたしましても、課長が答弁しましたとおり、5町の枠組みでの今後のごみ・し尿処理に関する事業の展開は、新組合の設立が現在予定をされております令和10年度ということになります。5町間での協議につきましては、今丸山議員が言われるとおりもう早くテーブルについて、そういった具体の協議を進めていく、これはもう必須だろうというふうに思っておりますけども、ただ、まだ要望書を2町で3町組合に提出をしてもう1年余りが過ぎておりますけれども、まだいまだに回答ができないというのは、これ町長会でも若干この3町の町長さんからもお話は伺いましたけれども、なかなかこう、今3町組合と地元の中で取り交わしてあります協定、これはあくまでも3町と地元の合意、そして一昨年これが過去10年これを、協定の期限が一昨年満期を迎えましたので、さらに一昨年さらに10年を延期した。でも、あくまでもその甲と乙は地元と3町組合という、こういう構図になっておりますので、まだ新たな期間延長が地元と整った段階で、それをすぐ5町でというのがなかなか空想的にも、やっぱり非常に今は出しづらいつか。それと、やっぱり地元の温度、空気、それから3町と地元で協議の場もいろいろ持たれてありますけども、その間で出された意見等をやっぱりそしゃくをされて、まだ今ちょっとこれをストレートで出せるような時期ではない。そういった感触等をつかみながら、しかし最終的には5町でやっていくんだというこの3町組合の強い思いを、我々も、志免町の世利町長も同じと思いますけれども、強く、今までにないような強い思いを感じているところでございます。

そういうことも、ぜひともちょっと御理解をいただきまして、ただそうはいいいながら、先ほど来から出ておりますし尿の処理の問題ですね。これもいわゆる酒水園とうちの浄化センターと合体で一つの施設でやっていくのか、あるいはそれぞれでやっていくのか、こういった検討も当然必要ですし、まして加えて、2町組合でもうちに、宇美町にありますけどもリサイクルセンター、

篠栗にもリサイクルセンターがあります。このリサイクルセンターも合同でやっていくのか、それぞれでやっていくのか。そういった、5町組合で運営していくに当たっては、整理整頓、精査をしなければいけない課題等もまだ山積をしておりますので、そういう意味では議員が今言われましたように、ここ数年非常に大事な時期だろうと、このように十分認識をいたしております。

しかしながら、そういうまだ回答もいただいておらない段階で一足飛びにそういう話には持つていけませんので、極力早い時期に、そうはいいいながらお互いの立場、考え、そして状況等よく見極めながら、できるだけ早い段階でそういう協議の場が整うように、3町にも志免町と連携をしながら働きかけを行っていききたいと、このように考えております。

また、住民の皆様から負託を受けた任期が残り9か月となったことから、町政の課題に今後どう取り組むのか、そして来季を迎えるに当たりまして、私の進退についての御質問をいただきました。これにつきましては、社会情勢が大きく変化をする中で、多様化、高度化する住民の皆様のニーズに的確に対応していくためには、全ての自治体が様々な課題を抱えているものと、このように捉えております。当町におきまして、現行の第6次総合計画に貫かれております安全安心で住みよい宇美町、活力あふれるまちづくりの理念を、これを具現化していくために、教育の分野も含め、行政全般にわたる様々な施策の充実、推進が求められるところでございます。さらに、これらを可能とするための財源の確保など、いろんな課題が山積をしておる状況でございますけれども、その解消に向けまして一歩でも前に進むことができますように、現任期が満了する最後の最後まで全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

また、進退のお尋ねですが、非常にちょっとデリケートではございますけれども、現在、町はもちろん、国や世界的規模におきまして、過去に経験したことがないコロナウイルスとの壮絶な闘いの真っ最中でございます。この闘いで勝利を収め、町民の皆様の命と財産を守ることを最優先といたしまして、今はこれに集中をしたいと、このように思っております。そのようなことから、進退につきましてははしかるべき時期に議会を始め町民の皆様に対しまして御報告をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 非常にデリケートな部分も含めてなんですけれども、町長のお考えよく分かりました。ぜひこれからも、とりあえずは任期中しっかりごみ・し尿の問題にも取り組んでいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に入っていきたいと思っておりますけれども、2つ目の質問は、魅力あふれる昭和の森一本松公園にするためにと題して行います。どうぞよろしく願いいたします。

昨今のキャンプブーム、そしてコロナ禍にあって、昭和の森一本松公園は多くの来場者でにぎわいを見せています。緊急事態宣言が出て閉鎖されているとはいえ、山登りに行かれる方々が河

原のしずくがある第2駐車場にたくさん車を停めて歩いて登られているということもいつも見させていただいているところでございます。町外からも多くの来場者に来ていただいております、大変ありがたいことだと思っております。

しかしながら、人が集まればそれだけ問題も発生してくるのではないのでしょうか。人が集まりすぎて路上駐車が頻発し、地元の皆様にも迷惑がかかっている、警察にも何度も来てもらったが根本的な解決に至っていないとの報告もありました。また、バーベキューのごみや野外炊飯の燃えカスを放置して帰るにわかキャンパーも多く、巡回が欠かせない状況も生じていると思います。

また、町外からの来場者が多すぎて、宇美町の住民が楽しめる状況ではなくなっている、そういった状況も発生しているのではないかと推察しております。

昨年の12月議会で、南里副議長が一般質問で取り上げられた駐車場の有料化、これも順調に推進しており、一定のお金が宇美町に落ち、そのお金の有効活用法も検討する時期に来ているのではないかと、こう思っております。

また、昨年よりスケボーの施設が整備されまして、多くの青少年が利用しています。さらに魅力あふれる昭和の森にしていくために、今後の整備運営方針をお伺いしたいと思っています。

最初の質問ですけれども、昭和の森の利用状況を教えていただきたいのと、あわせて課題、問題点をどのように把握されておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。

一本松公園につきましては、管理人等を配置していないため、利用人数というのはちょっと把握はできておりませんが、近いところでいいますと平成31年度把握している数字ですが、もう最も多い日で1日に約700人の方が利用されています。コロナ禍やキャンプブームもありまして、平日も含め今までないぐらい利用者が多いというふうに感じているところがございます。

課題や問題点につきましては、まず一本松公園自体が約80ヘクタールと範囲が広くて、公園の区域内には林道が走ったり、飲食店、事業所、また私有地等があつて、公園全体がきちっと施設管理できないなど、地形的な問題ですが、そういった問題があつて、大変管理に苦慮をしているというところもございます。また、利用者によりますところによりますと、炭やごみの放置、先ほど言われました路上駐車などの迷惑駐車で、通行ができないという状況を招いているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） いろんな問題が発生していると思います。最近、キャンプの用品を売っているお店、大野城にもあるんですけど、開店の10時前になるともう100人ぐらい並んでいるんですね。ものすごいキャンプブームが今起こっていると。今後、このキャンプブームという

のはしばらく続きそうな気がします。たくさんの方が来ていただくのはありがたいけれども、いろいろな問題が発生している。その解決に向けてはやっぱりこれから勉強していかなきゃならないというふうに思っておるわけなんです。

続いて、バンガローの設置状況及び利用状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） バンガローの設置状況についてですけど、一本松側で15棟、猫石側10棟、合計25棟のバンガローがございます。このバンガローにつきましては平成2年に設置しておりまして、築30年はもう経過したというところで、既に更新の時期になっているというところでございます。

今度と昨年度はもうコロナ禍によりバンガローの貸出しは中止ということになっておりますが、数字的には平成30年でいきますと、7、8、9の3か月で120棟、平成31年度でいきますと67棟というところで減少しています。しかしながら、その分テントの利用者というのが逆に53張り増えているというところで、バンガローが減った分テントが増えているというような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） このテントの利用については、役場が所有するテントを貸し出す方法で行ってあるんですかね。テント何張りぐらい所有していてというところでもし分かれば、お願いしたいと思いますけども。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 役場のほうでテントの貸出し等はありません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 続きまして、バンガローの改修計画等も更新時期に入っているということなんですけれども、含めまして今後の具体的な整備計画等ございますでしょうか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 一本松公園のもう全体の整備計画というのはまだ作成はできておりません。現在は、まずは公園の駐車場を有料化すると、10月を目標に、今その計画をもって先に進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 具体的な整備計画がない中で駐車場の有料化と。これはこれでもちろんいいわけなんですけれども、公園内に2か所すばらしい水洗トイレが整備されまして、特に女性の来場者にとっては快適に公園を利用できるようになったと、多くの方々に喜んでいただいております。

ますし、そういった声が頻繁に入ってきているという状況でございます。

トイレの整備については懇談会が設置されて協議が進められてきたとお伺いしております。今後、昭和の森（一本松公園）につきましては、民間の活力や資金を生かした整備、また公園の運営、管理、そういったものも望まれていくと思っております。こうした方針、そして整備計画を審議検討する機関は、宇美町役場の中に今設置されていますか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 一本松公園の全体計画や整備運営に関して審議します、要綱等に基づいた審議会等は設置されておられません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そういった機関が、審議する機関はないということで承りました。

それで、今後、昭和の森を整備するに当たって課題となっていくのは、何ととってもやはり資金面ではないでしょうか。そのためにも、民間活力の導入も図っていかなくてはいいませんが、ただ、年間を通じて民間の方々が利益を上げていく、これも大変難しいことだろうというふうに思っています。それで、頼りとなるのがやはりふるさと納税応援寄附金というところもあるんじゃないかなと思っております。ただ寄附金の項目に昭和の森の整備等の項目を加えるだけではなくて、やはり来場してきていただいた方々にふるさと納税応援寄附金のパンフレットを配ったり、返礼品のリストを配ったり、そういったことをやっていけば、来場者から納めていただいたふるさと納税応援寄附金を活用して、より快適なアウトドアが楽しめるといったふうに寄附金の増加、あるいは寄附金の循環といいますかね、そういったことも生まれてくるんじゃないかなと、こう期待しております。

また最近では、手ぶらでバーベキュー、こういったことを行ってくれる業者も出てきたと聞いております。粕屋町の会社だそうですけども、宇美町の商工会にも加入していただき、食材は宇美町の食肉業者さん、スーパー等の物を使っている、こういったこともお伺いしております。言わんとすることは、ハード面での整備計画だけをつくるんじゃないで、資金面や運営面でも関わっていただく民間活力の導入など、ソフト面も盛り込んだ整備計画を策定すべきではないかと、こう思っております。

そこでお尋ねしたいと思いますが、トイレの設置に関する懇談会、これを発展解散して、今後の昭和の森一本松公園の整備方針を検討する（仮称）——まだ仮称なんですけどね——昭和の森整備計画審議会等を設置することを提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今までは、一本松公園基盤整備懇談会を設置しまして様々な御意見をいただきながら、先に、もう一番にトイレの整備をしてきましたが、今後は一本松公園の全

体的な整備計画になっていきますので、懇談会としてはここで一旦の節目、目標は達成したというところで一旦終結しまして、次のステップとして新たに、議員言われるように、一本松公園の全体計画、管理運営を審議するための審査会を設置して進めて行かなくちゃいけないというふうに思っております。また、設備運営に関しましても、キャンプメーカーや地域の事業者などの民間活力を活かせないか、意見交換しながら今調査研究も一緒に行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 一番最初にお伺いしたバンガロー等も、非常に老朽化が進んでいると。新しくバンガロー建て替える、そういったこともありかなと思いますけれども、昨今のオートキャンプ、そういったところで来場していた方が増えてきていると。オートキャンプ場の部分に、一部バンガローを壊してオートキャンプ場を造る。そうすると、駐車場の確保も一役買えるんじゃないかなと。他方面からそういったことを検証していく審議会、ぜひ早いうちに立ち上げていただいて、資金の面も含めて、ぜひ民間活力の導入も含めて検討していただければと、こういうふうに願っている次第でございます。

さて、昭和の森に設置されましたスケボーができる施設、これについてお伺いしたいと思います。

宇美町立武道館の横の緑道でスケボーを行っている青少年について度々問題が提起されてまいりました。法令や条例などの現状と照らし合わせても、彼らを強制的に退去させることはもちろんできませんし、私自身そうすべきではないと、こう思っております。私も議員1年目に彼らと、3回ほどだったんですけども実際に会って話を聞く機会がありました。彼らも近隣住民から疎まれながらスケボーを行うことに対して、それがよいことであるとは決して思っていないようでした。だからこそ短期間の間に5,000人もの署名を集めて町に提出したと思いますし、町としてもその熱意に応える形でスケボー場の整備に至ったと、こう理解しております。

こうした背景を踏まえましてお尋ねしていきたいと思っておりますけれども、新しく整備されたスケボー場の利用状況、どのようになっていますでしょうか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） スケボー場も一本松公園と同様に、常時管理人というのが配置されておきませんので、利用人数は何人ということはちょっと把握はできておりません。しかしながら職員が一本松公園を巡回する際には、平日でもスケボーを行ってある方がおられるというところを見かけますので、結構な利用でされてあるというところで。しかしながらスケボー場自体はまだ完成じゃないんですけど、コンクリートだけ貼っていますのでその範囲でやっているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 私も河原のしずくをくみにいつも行くわけなんですけど、そのときには上
に上がって何人ぐらい使っているかなとか見に行くわけなんですけど、そこその人数がいつも利
用されていると、そういった状況は把握しておるところでございますが、ただ、このスケボー場
の設置に関しまして、要項であったり運用規程、これは整備されているのかどうか、ちょっと気
になりますんで御回答いただきたいと思ひます。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 今のスケボー場につきましては、先ほど言いましたようにまだ完
成形ということではございませんので、設置要綱であるとか運用規定とかいうのは、法的なとこ
ろは整備されておられません。今後の一本松公園全体計画の中で、管理運営とか方針が決定する機
運が整う段階になりましたら、そういった法関係の整備をするということになりますので、もう
整備と併せて、もうできるだけ早急にしないといけないというふうには思っております。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) ぜひそういったことも踏まえて、御検討していただければと思っております。
懸念するのは、青年たちとか結構高校生以上だと思ひますけれども、そういった若者が例え
ば使っていると。そういったところに小学生とかちっちゃい子が来ても、お兄ちゃん達が使っ
ているからなかなか使えないとか、そういったことも発生してくるんじゃないかなと。当然譲り
合いながら使われているとは思ひますけれども、やはり何らかの運用規定とあと設置要綱とか、
こういったものができてくるといいんじゃないかなとも思っております。早めの整備というのが
望まれていると、こう思っております。

こういったスケボー場ができたんですけれども、今武道館の横、緑道、今このスケボーされて
いる方、現状はどのようになっているか把握されてありますでしょうか。お願いします。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 最近では武道館横でスケボーをしているという苦情の電話、そう
いったのほとんどありません。ただ職員が外に現場見に行ったりとかして、そこにいる場合は一
本松公園にスケボーがあるよということでお伝えして、そういう周知をしているという状況でご
ざいます。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 武道館の横ではできればスケボーを行ってほしくないと思ひているのは皆
さん共通の認識じゃないかな思ひます。これ利用されている人、周辺の住民含めての話だと思
ひますけれども、やはり解決の道しるべ、町として示すべきであると、こう思っております。

そこで、このスケボー場、新しく整備されたスケボー場、まだ完成ではないということなんで
すけれども、ここに夜間照明施設を設置することを御提案したいなと、こう思っております。現

状ではコンクリート打っただけのスケボー場なんですけれども、せっかくオリンピック種目にも選ばれたスケボーですので、ジャンプ台とかバンクというんですかね、そういったアトラクションというんでしょうか、施設の充実も検討していただければなど、こう思っている次第です。もちろん、そのためには資金も必要なんですけれども、先ほど言ったふるさと納税応援寄附金、こういったものを活用するということもありですし、その際には例えば日本スケボー協会、こういった組織があるんですけれども、そういったところとコラボして一緒に宣伝してもらい、これもありかなとも思っております。町の方針を聞かせただけならと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） スケートボード場につきましては、少年たち、青少年の皆さんの熱い思いで作り始めたという段階で、現状もバンクとかジャンプ台とかそういったセレクションとかの要望とかもお聞きしまして、図面、絵に描いたりとかいうところで今一緒に協議をしているというところで、利用される方も一緒につくり上げるということで気持ちも籠もって将来的に施設も大事にしてくれるということになると思いますので、そういった形で進めておりますが、電気につきましても、町内ではテニスコートとか野球場とか体育館もそうですけど、9時半までとか利用されてありますので、それと同じスポーツなどでできるだけそういうふうな利用可能ということが望ましいとは思っております。ただ、しかしながら新たな施設ということになりますので、利用の仕方とかいうことになりますけど、やはりまずは地元の方の説明、御理解は当然必要だということでは思っております。

このスケボー場につきましても、一本松公園内ということになりますので、この公園整備の中で一緒にどうやっていくかということも検討をするような形になると思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 最後の質問に入っていきたいと思っておりますけれども、宇美町のスケボーを愛好している青年の中には九州チャンピオンもおられると、こう聞いております。彼らは、スケボーをただのファッションや遊びとしてではなく、スポーツとしての認知度を高めていきたいと、こういったことも話しておられました。つまり、自ら公認資格を取って、子どもたちを対象としたクラブを立ち上げ、指導者になって後進を育ててみたい、そういった思いも語っていましたが、今後スケボー協会が抱えているスケボーのルールやマナーの普及活動にも取り組みたいと、こういった夢も語っていました。せっかくこのように整備した——まだ完了じゃないということなんですけれども——スケボー場ですので、これをさらに充実させて、青少年の健全育成の場にすべきであると思っておりますけれども、町の方針はいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 繰り返しになるかもしれませんが、これまでスケボーを愛好している青年の皆さんたちとは意見交換をしながら、また一緒に役場の職員、自分も一緒に作業しましたが、一緒に作業したりとか良好な関係をもって、連携しながらやっているというような認識であります。ただ、こういった形で一緒につくり上げていくというプロセスから、やっぱり完成後は青少年の方たちが利用する中で、そこで異年齢の交流が生まれて、宇美町にとってスポーツ協会とかスポーツ少年団とかそういった参加が増えて、またそれが次はまた後進のほうに回るとか、そういった形が繋がっていくと本当に青少年の健全育成になっていくのかなというところで、やっぱりそういったところも大きく期待をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 大変前向きな答弁ありがとうございました。ぜひ期待をしております。みんなが楽しく使える、そして魅力あふれる昭和の森にぜひつくり上げていきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終結いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

14時22分散会
